

会 議 録 目 次

平成 1 5 年第 2 回海田町議会 3 月定例会（第 3 日目）

平成 1 5 年 3 月 6 日（木）午前 9 時 0 0 分開議

日程第 1	一 般 質 問		4
日程第 2	第 13 号議案	海田町手数料条例の一部を改正する条例の制定について.....	6 2
日程第 3	第 14 号議案	海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について.....	6 4
日程第 4	第 15 号議案	平成 15 年度海田町一般会計予算.....	6 6
日程第 5	第 16 号議案	平成 15 年度海田町公共下水道事業特別会計予算.....	6 6
日程第 6	第 17 号議案	平成 15 年度海田町国民健康保険特別会計予算.....	6 6
日程第 7	第 18 号議案	平成 15 年度海田町老人保健特別会計予算.....	6 6
日程第 8	第 19 号議案	平成 15 年度海田町介護保険特別会計予算.....	6 6
日程第 9	第 20 号議案	平成 15 年度海田町水道事業会計予算.....	6 6
		（延 会）.....	7 9

平成15年第2回海田町議会定例会

会 議 録 (第3号)

1. 招 集 年 月 日 平成15年3月4日 (火)
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開会 (開 議) 3月6日 (木) 9時00分宣告 (第3日)

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

4. 応 招 議 員 (20名)

1番	岡 田 良 訓	2番	西 田 祐 三
3番	渡 辺 善 隆	4番	桑 原 克 之
5番	多 田 雄 一	6番	斎 木 貞 暁
7番	堀 間 禎 子	8番	西 山 勝 子
9番	宮 坂 二 郎	10番	崎 本 広 美
11番	原 田 幸 治	12番	前 田 勝 男
13番	住 吉 充	14番	山 岡 寛 次
15番	田 中 千 代	16番	佐 中 十九昭
17番	中 岡 長 一	18番	国 岡 光 明
19番	加 藤 公	20番	河 野 道 昭

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

5. 不 応 招 議 員

な し

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

6. 出 席 議 員 (20名)

1番	岡 田 良 訓	2番	西 田 祐 三
3番	渡 辺 善 隆	4番	桑 原 克 之
5番	多 田 雄 一	6番	斎 木 貞 暁
7番	堀 間 禎 子	8番	西 山 勝 子
9番	宮 坂 二 郎	10番	崎 本 広 美
11番	原 田 幸 治	12番	前 田 勝 男
13番	住 吉 充	14番	山 岡 寛 次

15番 田 中 千 代

17番 中 岡 長 一

19番 加 藤 公

16番 佐 中 十九昭

18番 国 岡 光 明

20番 河 野 道 昭

~~~~~○~~~~~

## 7. 欠 席 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

| | |
|-----------------|-----------|
| 町 長 | 加 藤 天 |
| 助 役 | 松 岡 修 士 |
| 収 入 役 | 正 木 洋 |
| 企 画 部 長 | 中 野 潔 |
| 総 務 部 長 | 上 條 正 弘 |
| 福 祉 保 健 部 長 | 富 田 征 |
| 建 設 部 長 | 池 乃 本 和 弘 |
| 参 事（広域行政担当） | 佐 藤 隆 |
| 参 事（福祉保健担当） | 因 幡 忠 志 |
| 企 画 課 長 | 永 海 房 雄 |
| 広 域 行 政 推 進 課 長 | 木 原 晴 彦 |
| 財 政 課 長 | 内 田 和 彦 |
| 総 務 課 長 | 久 保 伸 一 |
| 地 域 振 興 課 長 | 植 野 敏 彦 |
| 住 民 課 長 | 上 村 直 樹 |
| 福 祉 課 長 | 貝 原 陽 子 |
| 高 齢 福 祉 課 長 | 青 木 基 秀 |
| 監 理 課 長 | 因 幡 貞 男 |
| 建 設 課 長 | 児 玉 正 克 |
| 都 市 整 備 課 長 | 朝 倉 登 司 雄 |
| 教 育 長 | 李 木 義 夫 |
| 教 育 部 長 | 山 本 義 彦 |

~~~~~○~~~~~

~~~~~○~~~~~

~~~~~○~~~~~

るものでございます。

日程に入る前に、町長から発言の申し出がございましたので、これを許します。町長。

○町長（加藤）皆さん、おはようございます。連日、大変お疲れでございます。

今日の中国新聞におきまして、海田町の水道料金を2005年度から30%の値上げを海田町が方針を出したとの記事がございましたが、町としてはまだ方針を固めたわけではございません。内容につきましては、特別委員会でもご説明はしておりますが、確かに現在の収支計画によれば、2004年度には赤字計上となる見込みはございますが、値上げの時期につきましても、値上げ幅につきましても、何ら方針は固めておりません。したがって、この記事につきましては間違った報道であり、中国新聞に対し強く抗議をしております。以上でございます。そのようなことでご理解いただきたいと思います。

（「議長、今のことについて、わしに一言、言わせてください」と呼ぶ者あり）

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第1、昨日に続き一般質問を続行いたします。18番、国岡君。

○18番（国岡）18番、国岡でございます。合併問題。合併が予定どおり進めば、16年3月で予算議会はこれが最後になると思います。16年度の予算は広島市が編成することになりますので、合併建設計画案が任意協議会において十分審議ができるように望んでいたのですが、延期を望んでいたのですが、延期ができず残念でございます。法定協議会で最後を詰めるということになっておりますので、一応建設計画案を見ますと大型建設計画、763億、内容を見ますと特例債で240億、これは広島市と海田町が受けるもので、これが全部海田町に投資されるような予定になっていることは喜ばしいことでございます。

ちょっとここで起債のことで調べてみましたのでございますが、現在、広島市が13年度末において起債額が海田町と比較しますと、広島市が1兆6,121億円、海田町が188億円、これは一般、特別、企業といろいろなものが入ってからということでございます。これを1人当たりに換算しますと、広島市が1人当たり142万円、海田町は62万円ということになります。借金が、1人当たりがそんなに海田町の約2倍、数字の上ではあるということになっております。これでは、確かに広島市は数字は多いですが、数字が多いからといって貧しい市であるとは考えられません。考え方によると、よく投資しておるから、よく金を使っておるからということが言えると思います。そこで、この借金が海田町の1人当たり倍あるということでございます。これは13年度末でございますので、

14年度末にはまだ増えると思いますが、一応、まだ14年度は決算が行われておりませんので、13年度末で算入しております。

そこで、この合併の際に、海田町の財政調整資金及び基金、いろいろな基金が十何億ありますが、その中で自由に使える金が15年度予算編成後にどの程度出るか、これをちょっと聞きたいのでございます。ちょっと聞いたところでは、十数億円出るんじゃないかというようなことも聞いておりますが、大体わかっておると思います。そこで、長い間、町行政に協力してきた連合自治会、これは学区ごとにありますので、4つが集まって海田連合会をつくっておるんでございます。その連合会が、合併後にメリット、デメリットを算入しますと、メリットの方が少なくデメリットの方が多いのでございます、自治会は。

そこで、長年行政に協力してきた自治会でございますので、4つの学区の自治会連合会に1カ所当たり1億円程度の交付金、または補助金を支給してはどうかということを今日お尋ねするんでございます。これも、10年間やればかなりのデメリットがありますので、その補いとして交付金を支給したらどうかと。また、やるためには補助金という名目もあると思いますが、その点、町執行部は、この自治会は特定な人間だけではございません。全町民が入っておる連合会でございますので、その点を十分ご承知を願います。

次に、防災行政無線について。現在、海田町が使用している防災無線は、合併で廃止になるということが任意の方で決まっております。一応聞いたところによりますと、広島市においては、整備される防災無線は何か室外受信機とか室内受信機によって町民に連絡するということをやっているのをちょっと聞いておりますが、内容はよくわかりませんが、今現在ある海田町の設備よりすぐれたものであれば了承はしますが、どうも聞いたところによりますと、自治会長のお宅へ何か連絡をして、それからまた何か連絡するような方法でやっておるというようにちょっと聞いておるんですが、内容をわかれば知らせてください。これが任意の方で何か廃止というようなふうに決定をしているようではございますが、再度、これは法定の方で内容によっては話し合いをすべきではないかというように考えておりますが、その点、どのように考えておられるか。

現在の防災無線は、確かに町民の生命、財産を守る立派な設備でございます。これは、私は、消防署にそういう施設を移管して、消防署が放送していただけたらと、異常乾燥注意報とか大雨注意報が出たというぐらいのことで、告別式の方はいいですから、そん

なに放送する人員とかいうものは恐らく要らんとするんです。スイッチを入れてから、そういう変わったことがあったとき放送してもらえばいいので、町の消防署がその仕事に携わっておる業務でありますので、そういう消防署の方に課してやるべきではないかというように考えておりますが、その広島市が考えておる設備の内容を聞きまして、また再質問させていただきます。以上でございます。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）早速でございますけれども、国岡議員のご質問に答弁をいたします。

合併問題についてのご質問でございますが、まず、15年度予算編成後の財政調整基金の残額でございますが、約7億3,800万円程度になるものと考えております。

次に、4校区連合会に対し、1カ所当たり1億円程度を交付金として交付ができないかのご質問でございますが、地方自治法第232条第1項及び第2項では、「地方公共団体は当該地方公共団体の事務を処理するために必要な経費、その他法律、またはこれに基づく政令により、当該地方公共団体の負担に属する経費を支弁するものとする」と規定しております。また、地方自治法第232条の2におきましては、「地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附または補助をすることができる」と規定しており、公益上必要かどうかは全くの自由裁量行為ではないため、客観的にも公益上必要であると認められなければならないと定められております。

本町におきましてもこの趣旨に則り、公共性が高い住民の福祉につながる補助金を交付することにより、行政の補完的事業の推進において、事業効果が期待される場合において補助金を交付しております。

したがいまして、財政調整基金に残額があるからということだけで、その基金を財源に、4校区連合会に1カ所当たり1億円程度を交付するということは、補助金は公益上の必要がなければ支出できないという原則からも交付することは難しいものと、このように考えております。

続きまして、防災行政無線についてのご質問にお答えいたします。

広島市の防災行政無線の内容についてでございますが、屋外受信機、屋内受信機とも気象情報や火災情報などの防災情報、また避難勧告などの緊急時の情報を住民の方々に発信するものでございます。屋外受信機の設置場所は、区役所や広域避難場所、また多くの人が集まるJR駅などに設置し、屋内受信機につきましては、自主防災組織のリーダー宅、消防団幹部宅や急傾斜地の情報連絡者宅に設置をされております。

現在、安芸区内での屋外受診地設置場所は、安芸区役所、安芸南高校、瀬野川中学校の3カ所に、また屋内受信機は299カ所に設置されております。

次に、現在の設備を海田地区消防組合で管理、運営してはどうかというご質問でございますが、海田地区消防組合は、1市3町による一部事務組合であり、組合規約により共同処理する事務、また組合条例により分掌事務等が定められております。現規約等には防災行政無線の事務は定められておりませんし、海田町のみ海田地区消防組合で管理、運営することは難しいのではないかと、このように考えております。以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（河野）国岡君。

○18番（国岡）今聞きますと、何か理由がなければ自治会には交付できないと。理由があればいいわけですね。それから、もう1点の防災無線について、室外はわかりますが、箇所はわかりませんが、室内ということになりますと、室内の、瀬野川など290カ所あると言われるんですが、海田町では何カ所ぐらいの家の中にそういう設備ができるものか。できたときには、その連絡はどのように末端まで連絡するのか、ちょっと詳しいことがわかれば、ひとつお知らせをいただきたいと思います。

○議長（河野）地域振興課長。

○地域振興課長（植野）屋内受信機の設置場所につきましては、自主防災会長宅とか急傾斜地、先ほど答弁の中にありましたとおりで、現在のところ、海田町内で計87台を予定しております。それと、自主防災会等につきましては、世帯数で300世帯未満につきましては1基、300世帯以上500世帯未満で2基、500世帯以上で3基という設置基準が市の方でつくられております。それと、これは区役所の方から、緊急時にはそれぞれの屋内受信機の方に連絡が入るようになっておりまして、それで各組織の方で連絡網をつくっていただく必要があるかと思っております。

○議長（河野）財政課長。

○財政課長（内田）補助金のご関係でございますけど、これにつきまして、当然目的が要るわけございまして、そのために町としましても補助金交付要綱等を定めていくものでございます。それと、この補助金につきまして、当然ながら先ほどいろんな目的とか公共性とかいろいろ申しましたが、この中でも1つには、補助金、何しましても単年度処理でございます。例えば長期にわたってこれだけ金が要るというのではなしに、あくまでも単年度処理になりますので、長期間にわたるものとか、あるいは額の大小にも影

響がしてまいります。例えば予算規模と比較しましても、多大の補助金等についても、これは公共性等合わせていろいろ配慮しなければならないというふうに解説等を定めておりますので、その点も踏まえて検討をしていく必要があると考えております。

○議長（河野）国岡君。

○18番（国岡）自治会にはそういう金は交付できんというようなことでございますが、私は、今末端の自治会が海田町の時代と広島市に合併した時点では、大体、うちの例をとりますと、予算が360万で、町からもらう金、約80万ぐらい減ってくるわけです。それは何かといいますと、一番大きなものが資源ごみの配布、広報というような問題が入っておるんですが、資源ごみや何かは当分の間は実施するということになっておりますので、当分というのが1年か5年か、これ、わからないですね。今まで任意の協議会では、当分の間実施するということになっております。この問題、一応法定の方ではまた期限をつけるような運動をしていかなければならないと思いますが、1年でも当分でございます。今、資源ごみが大変金になっておる時代でございますので、何かの方法で、ええ制度でございますので、残すようなことを考えていけば自治会としても助かる。広報の問題も同じく、やっぱり今まで町からもらっておる金が入らない。何かにつけて私が言うのは、自治会は、末端では大変デメリットの方が多いような状態になっておることを報告しておきます。

それから、防災無線でございますが、室内へつけるという、恐らく自治会長宅へそういう室内の連絡があると思うんですが、それから先は、末端は、自治会長がマイクでふれ歩かないといけんのか、どういような方法で連絡しないといけないのか。これは、大変なことで、口では見やすいですが、末端へ知らせろということは見やすいですが、いざやるということになるとそのやる方法は大変でございます。そういうことで、やっぱり自治会は大変デメリットが多いというようなことになっておりますので、内容がわかれば、室内で来るのはわかるんですが、それから先に連絡網というのはどのようにやったらええのじゃろうかと、その点、ひとつ、今とちょっと変わるんでございますが。

○議長（河野）地域振興課長。

○地域振興課長（植野）現在、市の消防局から伝達方法について例を示されたものにつきましては、緊急時には今の室内受信機を装備されておるお宅の方に第1報、それと報道機関、夜間等になった場合、テレビ、ラジオ等でテロップを流したり、臨時放送をしたり、それと市の消防局、それと区役所の方から公用車で危険地域の巡回連絡をするとい

うふうなことで伺っております。

○議長（河野）ええですか。国岡君。

○18番（国岡）それでは、やっぱり末端を受けた室内といったものは、何かの方法で、それは広島市が広報車を出して歩くとかいうことになるまでに、自転車に乗ってから携帯マイクを持って歩くか、一々電話をかけて、うちの方は40カ所ぐらい連絡場所がありますが、その場所をどういうふうにするかということは今からの研究課題でございますが、そのように、やっぱり末端に対しては確かにデメリットの方が多いようでございます。それで、どうにか今までどおりのように、みんなが一遍にわかるような方法をするように研究していただきたいというように考えております。以上でございます。

○議長（河野）17番、中岡君。

○17番（中岡）17番、中岡です。3点質問をいたします。

まず1点目は、海田市駅南口の送迎用駐車場の管理についてであります。

「ここは送迎用の駐車場です。1時間以上の駐車はしないでください」という看板があります。が、十数台とまっている車はほとんど終日駐車をしております。そのうち何台かは毎日です。とめ得はいけません。この実態をどのように考えておられますか、まずお尋ねをしたいと思います。

駐車をしている車の持ち主のモラルの問題として片づけるわけにはいきません。バス停の付近にも毎日とまっております。一時駐車ではありません。私が何日かかけて調べました。写真を昨年12月18日と今年に入ってから2月3日に写真を写しておりますけれども、後ほど担当課の方へ提出をしたいと思いますが、いわゆる南口のどこかに駐車をしております。同じ車が数台あります。幾ら看板を大きくしてもだめだと思います。むしろタクシーの駐車スペース以外を有料駐車場にしていかがでしょうか。町営住宅の駐車場ですら、家賃をもらっているながら駐車場も有料にしているではありませんか。駅南口の送迎用の駐車場を有料にしてはという私の提案について、どのように考えておられるかお尋ねをいたします。

2番目は、東広島バイパスの進行状況であります。

東広島バイパスの建設について、現在トンネル工事が進んでいるようであります。現在掘っているトンネルはもう貫通をしておるんだというような情報もちらっと聞きましたけれども、どれぐらい進んでいるのか、また橋脚がいつごろから立ち始めるのか、全く情報が入っておりません。詳しく調べて報告をしていただきたいと思います。

3 点目であります。尾崎川をきれいにしてくださいという質問であります。

尾崎川は 2 級河川で、県からその管理を委託されているはずですが、尾崎川へ流れ込む水も下水道の普及によって少しはきれいになっていると思いますが、ひまわりプラザの近くの尾崎川は、ざっと数えても 10 台ぐらいの自転車の残骸が見えます。全体を見ておりませんので何とも言えませんが、相当数の大型ごみが入っているのではないかと思います。2 級河川である尾崎川をきれいにする気はありませんか。以上、3 点についてよろしくお願いをいたします。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）中岡議員のご質問にご答弁いたします。

まず、海田市駅南口送迎用駐車場の管理についてのご質問にお答えします。

まず、1 点目の、ほとんど終日駐車している実態をどのように考えているかとお尋ねでございますが、ご承知のとおり、駅南口一帯の道路は、現在駐車禁止等の道路交通法上の規制のない区域となっており、罰則の適用もできない状況でございます。これは、駅南口をフェスタひまわり等の町の活性化事業を開催しやすくするため、警察と協議してこのような措置をしたものでございます。しかしながら、ご指摘のとおり、このまま放置した場合、他の多くの利用者に不便をかけ続けることになり、放置できない状態であると考えております。

次に、2 点目でございます。その対策としてご提案の、タクシー駐車スペース以外を有料化することやロータリー中央部にガードさくによるタクシー専用の待機場所とするなど、警察とも協議を進め、対応したいと考えております。

続きまして、東広島バイパスの進捗状況についてのご質問にお答えします。

まず、用地買収状況についてですが、海田町区域については買収をほぼ終え、広島市区域については、平成 14 年度末で約 9 割の買収を終える見込みと伺っております。

次に、工事の進捗状況ですが、曾田高架橋が概成し、国信地区の安井谷にかかる国信高架橋が完成しております。

次に、トンネル関係では、町内に 2 つのトンネルを建設することになっておりますが、曾田側の国信第 2 トンネルは平成 14 年 2 月に工事に着手し、掘削は完了しております。現在、コンクリート工事を施工中と伺っております。また、新幹線側の国信第 1 トンネルは平成 15 年 2 月に工事に着手し、現在は掘削工事を施工しております。なお、トンネルの完成時期は舗装や設備工事を除いて、平成 16 年 1 月ごろを予定しております。

次に、橋脚の建設時期についてのお尋ねですが、現在曾田地区の高架橋が概成しており、この高架橋に続く浜角地区の橋脚工事を今年度発注する予定にしております。また、この工事区間に続く区間につきましても、引続き事業を進めていかれると伺っております。

続きまして、尾崎川についてのご質問にお答えします。

2級河川である尾崎川は、広島県が維持管理を行っております。ご指摘のとおり、尾崎川のひまわりプラザ付近をはじめとして、自転車や大型ごみが不法投棄されております。去る1月23日に、広島地域事務所に出向き、現状を県に伝え、3月末までには不法投棄物を一掃する旨を伺いました。なお、県においては、引続き尾崎川の浚渫と瀬野川から流水を取り入れて尾崎川へ流す水質浄化事業を平成15年度から実施するよう準備中と伺っております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（河野）中岡君。

○17番（中岡）駅前駐車場の、一時駐車場ですけれども、ちょっと今町長の答弁、聞き漏らしたのもう一度担当者から詳しく、規制をするというのか有料駐車場にできないとか、今フェスタひまわりがあるので云々というようなことがありましたけれども、仮に有料にしたとしてもフェスタひまわりで使うのは2日間でありますから、その間だけ有料駐車場に車をとめないでくださいというお願いをしても十分聞いてもらえると思うんですけれども、そこら辺について。

それから、東広バイパスの件については、また後ほど詳しく聞きたいと思います。尾崎川の、今15年度からということがありましたけれども、浚渫の予算をどのぐらい県が考えておるのか、わかればお答え願いたいと思います。

○議長（河野）監理課長。

○監理課長（因幡）駅前の駐車場の件でございます。

確かに、ご提案のとおり、有料化すればそういう問題はなくなるというふうには考えますが、現実のところ、あそこの場所の9台という中で、有料化するには台数が少ないんじゃないかという点と、それから9台に見合う投資的な経費の問題を考えてみますと、どうしてもこれが赤になるというような試算が出ております。しかしながら、放置できませんので、警察とも協議の中で、今のところですが、まず中央部をタクシー専用にして、やっぱり町長答弁にありましたように、さくを設けた一般の送迎を除外したいという方向で現在考えております。今、良心的な問題を訴えることがもうできないような状

況でございますので、やむを得ない、規制も必要であるというふうに考えております。

○議長（河野）建設課長。

○建設課長（児玉）尾崎川の浚渫でございますが、平成15年度予算、広島市域の三角池を中心に、約1億3,000万円と伺っております。

○議長（河野）中岡君。

○17番（中岡）駅前の駐車場の件、台数が少ないとか多いとかいうのは関係ないじゃないですか。一応やっぱり現状をよく調査をして、ナンバーを調べればだれの持ち主かということはわかるわけですから、その持ち主に連絡をして、どうしても必要があれば抽選なり、申し込んでいただいて抽選で、今10台ぐらいとまるわけですから、それでタクシーの駐車スペースもあれ全体は要らないわけで、しかも今規制をして、さくをつくって駐車できないような状況にすると、今のバス停付近がまた、今でもそうなんです、バス停にとめる車というのはほとんど運転手が乗っておりますけれども、それ以外のところの車というのが4台ぐらいとまるスペースがありますけれども、そこにも終日とめておる車があります。

ですから、むしろそういう規制の仕方よりは、もうあっさり有料にして、それ以外の車について取り締まりを強化をするというような方法の方が、置く方もすっきり安心して置けるしというようなことがあります。それで、場合によったら、1カ月ごとにいわゆる更新という形で抽選をしてもええんではないかと、それぐらいの手間は別に時間もかからんだろうし、何かやっぱり、何台かでも有料で安心してとめられるような形をとらないと、駅前が全然車がとめられんということになると、むしろ今よりひどくなるという可能性があります。そういう点について、再度お答えをいただきたい。

○議長（河野）監理課長。

○監理課長（因幡）先ほど申し上げましたのは、送迎の車を基本的に排除するという考え方はもちろんございません。今この場でも有料化をするとかいうことについては、まだまだちょっといろんな方面からも考えてみる必要があろうと思っております。もう少しその点については、有料化の問題についてはちょっと勉強、研究をさせていただきたいと思います。しかしながら、区画整理の将来的な話を聞いたんですが、将来的には、あそこの駅の周辺についてはやはり駐車禁止というような格好での、公安委員会が1つの考えを持っておられるという話を聞いております。そういう中で、何らかの手を打つという必要性は感じておりますが、もう少し警察とも協議しながら対応を深めて考えて

いきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（河野）中岡君。

○17番（中岡）この一般質問を出してから何日間かあるんですけども、そのことについて海田警察あたりとどういう相談をされたのか、もう少し検討させてくれという気持ちはわかりますけれども、そこら辺、もう少し詳しく。

○議長（河野）監理課長。

○監理課長（因幡）まず、実態で、バスがゼブラのところまで、サンピアの手前の方に近づくゼブラがあるんですが、あそこへとめておるということの中で、バスがなかなか入りにくかったというような事情を警察の方も知っておられました。それで、町としてあそこの区域を法的に、例えば1時間に限って駐車違反ができるのかということを聞きましたら、法的には駐車違反の看板があるところは1時間というふうな限ったものはないと。総括的な警察の方のお考えでございますが、やはり当初、あそこの広場をつくったときには、中央部に縁石がございました。それで、一般の送迎用の駐車場については、その時点ではなかったんですが、その後、いろんなあそこの場を使うという中で、縁石を取り壊したという経緯がございます。それで、その場所を送迎車用に決めたというふうに聞いております。警察の方の総体的な意見としては、やはりあの場を、全体的に車の流れをよくするためには何らかの規制が望ましいのではないだろうかというようなご意見はいただいております。

○議長（河野）中岡君。

○17番（中岡）ご意見はいただいておりますということではなくて、あれ、どこが管理するんですか。警察が管理するんですか、海田町が管理するんですか。そこをちょっとはっきり。

○議長（河野）監理課長。

○監理課長（因幡）あそこの区域が現実的に、ご承知のとおり、駐車禁止の、公安委員会の規制区域になっておりませんので、実態的に、あの中自体は町が管理するという状態でございます。ただ、周辺部につきましては駐車禁止になっていないので、これまでに罰則が適用された人はいないと思うんですが、そういう問題を含めて、やはり警察との協議の中で対応を進めていくという考えでございますが、基本的に中心部については、道路でございますし、一部区切っておるわけでございますので、町の管理というふうに考えております。

○議長（河野）中岡君。

○17番（中岡）私は、駅前の駐車場のことはお尋ねしておるんであって、周辺のことを聞いておるわけではないんです。それで、周辺というのはどの範囲を周辺というのか。それで今、はっきり町が管理すると言われたのであれば、一々海田警察に相談をして、駅前の今の送迎用の駐車場としておる場所、それからバス停の付近、そこらについては、それこそ海田警察に言うのであれば、いわゆる駐禁にしたらどうなんですか。

送迎用の車以外は駐禁というような、ちょっとそういう区別はつきにくいかも知れませんが、普通、送迎用ということになると、よく見かけますけれども、朝、子どもを連れてきて、それでホームへ出るまで見送るぐらいの時間、せいぜい5分か10分。迎えに来る分も、少なくとも何時ごろに帰ってくるだろうということを見越して迎えに行くわけですから、そこで1時間も前から行って、だれか帰ってくるのを待つということとはまずあり得んわけです。そうすると、それも幾ら長く時間的に見ても15分か20分で、ほとんどそういう車については運転手が乗っております。

これは私も現実、見ておりますけれども、それ以外の車というのはほとんど1時間以上、終日というのが十数台おるわけですから、それを今のお答えのような形でいくといつになるんだろうかという。非常にあいまいな、海田町としてこうすべきだというのが全然出てきていないわけです。規制をしようかと思えば公安委員会と相談をして検討をさせてくれとか、それではお答えになっておりませんので、だれか、課長に責任があるのか部長に責任があるのか、最終的には町長の責任ですけれども、はっきりとお答えをしていただきたい。

○議長（河野）建設部長。

○建設部長（池乃本）まず、事前に警察と相談したということでございますが、先ほど担当の方からも説明いたしましたように、良心に訴えてもなかなか解決しない状況がございます。そこで、駅前でございますので、できるだけきれいに使って、マナーなりルールを守っていただくと、こういうことをどうやって確保するかということでご相談をしておるところでございます。それで、その中で、今一番、私どもが警察と協議して最有力と思っておりますのは、ただいまおっしゃいました駐車禁止という方策が一番有力ではないかというふうに現在思っております。確かに、我々の対応のスピードが少し遅いというご指摘につきましては、できるだけ早期にそうした対応をするように詰めて対応してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（河野）中岡君。

○17番（中岡）部長の答弁を一応了としますけれども、この問題は6月定例議会で私が再び取り上げることはないように、はっきりと結論を出していただきたいと思います。

以上で、一般質問をおわります。

○議長（河野）6番、斎木君。

○6番（斎木）6番、斎木貞暁でございます。私は、加藤町長、議員の皆さん、合併問題は目覚めてもらいたい。町民に立ち上がってもらいたいと、こういうことを初頭に述べまして、議長にお願いするわけですが、議事進行という言葉がなかったから、町長だけ一方の重大な言葉が入った。中国新聞に抗議を申し込む。町長たるものが。それに対して議長、議事進行の手を挙げなんだが、一つも我々の発言はない、重大事項。抗議を申し込んでどうするねん。それについて議長にお願いしたいことは、私の質問第8を、重要な問題だから質問、水道事業を民間委託に対して料金値下げについてと日経新聞にも出ておりましたが、海田では30%料金値上げということについて質問させていただきます。

全く今日の中国新聞を読ませてもらいますと、15年度から、海田町の方針ですから、これは町長さん、あなたらは、私も任意協で議員をしておりますが、広島市が30%値上げについては了承して戻ったではないか。それを、議員の全会一致で反発して再度交渉せいと、こういう経過が第1回はあるんです。そして今度、2回、3回目は、老朽化しておる。初めから言えばええのに、「はい、わかりました。はい、もう一遍市長と交渉しますと」言うて、そのときには黙って、2回、3回には、海田町も水道事業、老朽化しておると。なぜ早う言わんか、それをという委員の質問があった。

後手、後手、後手に回っておるんだから。そしてこの水道部長、けしからん。監理課長のときに、町長にわしは抗議を申し込んだ。「畝の金毘羅さんの道を頼むわ」と言うたら、「そんなことはできはしませんよ」と。おまえ、いつ町長になったんだ。こういうことで、わしは町長に抗議を申し込んだ。それが水道部長に格上げになって、終始一貫、いや、老朽化しておる、いや、どうじゃこうじゃと言うて、議員が総代だから君は交渉に行くんだろうが、町長と。町長、わしは辞表を出してもらいたい。1年待つ必要はない。今から言うから、辞表を出す理由を。

私は、町会議員に立ち上がってもらいたい、目を覚ましてもらいたいと言うんだ。そういうふうに、今の新聞の続きですが、最後は、一部の町議は水道料金の引き上げ、合

併のネックとなっているのに、これでは強制的な合併にもされかねないというて、全く議会は賛成しとらせんのですから、方針出すから、経過を書いてある。何をやったら抗議を申し込むんだ。広島市が最後の任意協で、中国新聞のおかげで、それでは水道料金と出張所の問題は、助役は「検討します」と言うて、あれがなかったら押し切られておるよ。そういう恩義があるのに君は何たることだ、抗議を申し込むと言うて。この文章を読んでみい。だから辞表を出せとわしは言うんだ。そんな町長が合併問題に取り組む資格はない。

そういうようなことで、ここでわしが書いていることは、本論の質問事項に入りたいと思う、先にそういうことを言うて。ついでにちょっと落としたことは、私は、直ちに中国新聞には記事が本当と言おうと思うた。何を言っておるんかいいうて。従来、水道事業は自治体が事業を独占してきたわけです。それを政府は、年度内にも地方自治体が運営している水道事業を民間に運営委託する方向へ持っていつている。これは、水道料金が高過ぎるから、政府としてもどうして安くやろうかというような、マスコミの新聞報道を見ると、世界で一番高いと言われておるんです、日本の水道料金が。同時に、検査したら汚水的な菌がたくさんおるということも報じられておる。にもかかわらず、海田町は、広島市との合併によって、水道料金の30%値上げを了承することは何事かということ町長に聞くんです。

議員は、合併による同一地域同一料金としての約30%の値上げに反対しています。それに加えて、国信浄水場を予備水源としておくためには、国信取水改修工事費として契約金額が5,029万5,000円の、議員が反対しましたよ、議会とは書いておりませんよ、議員が、一部の。それを押し切って、施工しておるんです。そういうような、こんなことをしてだめだと反対したが、加藤町長の意見を聞きたい。今さら、あんた、向こうへ引っ張るのでも向こうに出させればいい。慌ててすることはないと思う、私は。大きなブルドーザーで大工事をしよるが、5,000万かけて。まだまだ海田町には合併するのならやることはあると思う。そういうようなことが、まず水道の問題の質問事項です。

それでは、議長、質問の第1からやらせてもらいたいと思う。

海田湾の、私がここへ書いておりますように、先般の議員で、カキ殻の掃きだめではないかと。この大きな海田町が海田湾を全部占領されて港1つないよ。あんた、町長として19年間やって、どう思うとってんか。しかし、私が議会で取り上げたからかなりカキ殻は整備されております、行ってみますのに。しかし、道路の駐車場がくたくただか

ら、これは道路を舗装してもらわなければいけないということと、合併条件に、あるいは1年延ばせば県と協力して船の1つぐらい、船着き場の1つぐらい、町長、つくる意思はないか。合併、合併、合併と言うて、寝言みたいなことを言って、あんたはそれでええんかと言うんだ。19年間も町長をされて港1つないんよ。再々言うとするよ。県も呼びつけて、私はあそこを見させた。あんたが一生懸命になったんで、えろうきれいになった。しかし、付近はまだ草ぼうぼうだ。そういうことは、私をはじめ議会にも責任がある。1つも船着き場がない。よそは皆、あるじゃないですか。そういうことで、何で焦って合併、合併と言うのかということをごへ書かせてもらっておると思うんですが。明神神社も冬じゃけん草が枯れておりますが、これは神社だから、町の公有資産を投入することはないが、いけません、法律違反で、カキ殻業者とかあれだけのことをしているんだから、寄附を募って少しはきれいにされたらどうかと、私はそういう考え方を述べておるわけです。町長の見解をお聞きしたい。

次は、2番目の質問は、瀬野川の河川敷についてであります。

私は真ん前に住んでおるものですから、情けないんですよ。年何十回となく市が並んでおる。自動車も何百台、もちろんこれは許可権は県が握っておりますが、かぎを預けるのは町長さん、あんたが持っておるんよ。隣の瀬野川は商業に一切使わさんよ。だから、散歩するにも運動するにも、せっかく芝を植えて、収入役さん、えっともないここに並んでおるが、ちっとは見にいつてみんさいよ、許可したものは。何十回商売の市じゃ。一遍、二編ならいいけど、そういうふうにごうたらな町政を施行しておる。

そういうようなことについて、本当に、先ほど言いましたように、隣の安芸区は一切商売に使わせません。何たることかと言うんです。そういうようなことを、やはり県も県だと思ふ。かぎを預かっておる町は町だと思ふ。町が立派な設備をしておるんです。その点を、それは町民が、あるいは地域人たちが運動したりとんどをしたりするのはしようがないけど、あるいは地域の人たちがあそこを運動に使わせてくれというのは、それはええけど、商売に、骨董市に年一遍か2回ですよ、町長、許可するのは。そういう点をどういう考え方でおやりになっておるかをお聞きしたいと思う。

3番目は、合併問題が、議員さんとかかなり重複するんだが、議長、許してもらいたい。3つ目は、合併に際して東海田地区の出張所の設置の問題です。私は、ここにある、町長さん、これを読むとええことを書いてある、あんた、きょろつとして説明しよる。一つもこれに対して間違いであったということは言わない。けられて、出張所は。書いて

おることは、「みんながつくる21世紀のかいた」という説明資料の中に、メリットとして住民の利便性を向上するとして、出張所など窓口を増加させるとあるが、平成14年12月の任意協では、5キロ以上離れていないと出張所は設置するわけにはいかんと。東海田地区の住民は、船越までバスに乗って区役所に行かなければならないと。任意協でもこれは問題となり、法定協で再度協議することになっているが、町長は最初に言っておられた町民センターに支所を設けるということを、あんた、議会でも公約しておるじゃないか、言葉で。「だめだった」と言うて、私が言うたんよ、「あんたら交渉、だめじゃけん、議員が行くよ、今度は、代表で」と言うた。ぐうたらぐうたら交渉して、はいはいと戻って。ストをしてもええだろう、市長室の前で。24時間、ストをしたら、みんなが弁当やらを持ってくるよ、毛布を。

そういう信念を持って、海田町、なくなるんよ。町は残るが、海田町という名前は。あなたそういう信念が、助役さん、あんたらないよ、全然。それじゃけん、私は、これができなったら辞表を出して、1年待つ必要はない。町長選挙をやるべきだ。あんた、よう考えよ。座ってから、ぐうたらぐうたらやりよるが、19年も町長して、弟さんもおるで、参謀で。珍しい、日本でも。兄弟が議員をして町長をやるのは。海田町、それが一番長い議員じゃ。名参謀がおるじゃないか、弟という。

そういうようなことで、一体、今の資料でも、わしは古巣かとかも言ったが、それは間違いまして申しわけないこと、言やせんじゃ、一つも。45分間べらべらべらべらしゃべって、わしはいいよと、質問事項にしてくれと言うたんじゃが。べらべらべらべらべらべらべらべらしゃべりよる。ポイントだけ説明して、これ、一つも断りも言わんのに書いてある。大うそを書いておる。それできょろっとして説明会を回りよる。それを第1にこれ、取り上げたんです。

次に、私たち議員もいけないんですが、県下でたくさん市町村合併がある。その資料も私らへくれはせんし、私は二、三、静岡の三宅さんがわざわざ持ってきてくれた。そういう資料もくれず、あんまり置かれんから、県内の視察もせず、これは町長にもわしらにも責任がある。それを合併、合併、合併、合併、やはり十二分に、私は、合併しなければいけんが、もう1年、町長、皆さん、待ってくれと言うだけだ。心の落ちつきも何にもない。わあわあ、水道料金はわあわあ、それで、そういうことで、これ、書かせてもらっておる。総務省も全国の失敗例、成功例という資料もどんどん出してくれないけん。それもしてくれやせん、何遍言うても。そしてとうとう法定協に進んでおる状況

だと。そんなことでええんですかと。

2 番目は、広島市の市長選挙がもう済みましたが、2 月、市会議員の改選が 4 月、その前の慌ただしいわずか 5 回の任意協で、また 14 年 12 月 25 日の年末の慌ただしいときに、最後の任意協でこのような重大事をばたばた決めてしまうのが常識として誤っているのではないか。町長さんもまだ積み残しがあるというお言葉もいただいたが、海田町がなくなるという、町は残りますよ、重大事をそのような短期間で進めるものではない。議長さんも一時言いよった、議長。これは延ばさないけんのではないかのうということを、わしは私的には言いよった、8 月。それが急にふらふらふらふらなって、すばらしいいい議長だから、私は合併までは続投してもらいたいという気持ちを持っておる。人間は非常にいい人だから。しかし、これは、こんなん、「斎木さん、8 月まで延ばさないけんの」と言うたが、みんなの前に出たらきょろっとして多い方へ行く。しかし、町長、8 人おるぞ、1 年延ばせと言うのが、侍が。どうなるやらわからん。住吉議員が言うたように 8 人おる。8 人の侍だと言うよ。見とりんさい、町長。8 人おる、8 人。あと 1 人か 2 人おればええんだ。

そういうようなことで、次に、合併問題は、広島市長選のことやら海田町がなくなるというのに、市会議員の選挙のために 1 月から 4 月は休憩。それでは、あんた、水道料金、交渉に行ったか。休憩で、広島市のために。くわえて振られとるじゃないかというて書いてある。吸収合併かどうかしらんけど、くわえて振られとるよ。町長、明解なる答弁を願いたい。

次に、これは佐中議員の資料とか、私はよう勉強不足かも知れませんから、数字が違うたらこらえてもらいたい。自主財源が 52 億ある、地方交付税が 5 億か 10 億円あります。これで、道路建設、総合公園、駅前の区画整理事業に投資して、加藤町長さんは 19 年間で平均 23 億円ぐらいが投資的経費と進められてきた。

4 つ目は、海田町過去平均、今言いましたように 23 億円の町費でやってきたんです。国が示す 17 年 3 月まで 2 年間あれば 46 億円となる。わしは建設部長に聞いたんよ。合併、16 年度の 4 月にしても予算は海田町で組ませてもらおうと、こういうことを私的に聞いておるんよ、部長。合併、ええことじゃのうと言うて、そらそうよ、3 月、4 月、合併するんだから、1、2 月で予算を組まないけんから。広島市の市議会で組むわけにはいかんから。それはわしは事実だろうと納得しておった。16 年の、1 年延ばせば 17 年度の予算は海田町で組めば、3 年間組めるような気がするんだよ、今年の 15 年度、16 年、17 年。

100億ぐらいになるんじゃないかと言うている。そうしたら、私は1年延ばしてもらえば十分ではないかと思う。

次に、質問事項の6番の、町有財産の不動産が、5億円だ、わしが「20億ある」と言うたら、「いや、ありませんよ、5億円ですよ」と言う。私は10億あると思う。それを正式には来年、すぐ合併する前に売れば市もどうか思うかしらんが、2年間あれば何ぼでも余裕があるんです。そこらですぐ売れるのは何ぼ億円かということ。そしたらまた我々ができる予算も増えると。

7つ目は、合併したら、市は中央部の大きな事業に手をつけるだけで、海田町の細かいことは何一つやってくれないよ、わしも県会議員、3期12年しましたが、西高東低ですよ、全く。そこでこう書いておる。調査委員会でも言いましたが、名前は伏しておる。広島市の安芸区中野地区の某町の有力者が、「斎木さん、合併したら」、これは山岡議員も聞いておると思うんです、「地域の細かいことは何もしてくれないよ」と。「スポーツセンターと瀬野駅前の福祉センターぐらいができたことで」と言っています。しっかりしんさいよと。市議員がおるやないかと。「なかなか市議員がけんかばかりして、団結せんのだ」と言うて。2人が選挙しおって一つも団結せん。そういうことよね。

そして、今から1カ月前ですが、その人いわく、「市長選挙の前だから市長へ陳情した、わしは」。「それでは安芸区の区長に言うとかけん」と言うたら、区長さんいわく、「夜の7時半ごろ秋葉市長から電話があった。すぐ来てくれ」と。それで行ったら、各課長を含めて6人ぐらいがぱっと並んで、「〇〇さん、公園は市長から電話があったけど、順番があるんだ」と。10年先だと言われたという。10年先よ、町長さん。それはそうよ、ドームじゃ、アスタムラインをまた延長するじゃ、中心部はどんどん金を使うんで、多数決で、これ、市議員の。しっかりした市議員が出ないとこれはどうもならん。おったやろ、池永清真、任都栗 司、柴田さん、これは超ワンマンで大物じゃけん、こわっぱの市議員の方は、軽い市議員の方はなかなか力が要るんよ。1年生、2年生の議員では、そこら、町長さん、ようあんた考えなさいよ。そういうことで、私は1年延ばせというのを、ばかの一つ覚えかわかりませんが、町長さんの見解を聞きたい。合併しなければいけんのを1年延ばしてくれ。

それから、第5の質問は、12月25日、最後の、私が相手の市町村をはじめ、やりとりをやったことについて1に申し上げたいと思う。最後は、わしは「ええよ、言わんよ、

何も」と言うたんです。黙っとるけん、賛成かもわかりませんが。そのときに、秋葉市長さんはあいさつで言われたんです。海田町は東部の拠点だから重点的に整備するという言葉をお願いしておく。何を重点的にしてもらえたらええの、こんだけやると。町長、あんた、何を交渉してもらったんだ。第1回のはそうだったんだ。何を重点的にやったんだ。合併特例債は、現在私たちが合併しなくても、佐中議員がいつも言われるように、10年間の計画で、今さら高架事業も市と海田町だけではない。県や国の方針でやる。湾岸道路もそうじゃない、南道路も、決まっておる。県が負担してくれるのを市にかわって、何百億。佐中議員さんが言った、実質五百何ぼじゃないかと言うて、500億じゃ。巨大な数字を言うて町民をごまかしよる。私もごまかせられかかった、町長さん。

そういうふうに、私は答弁の中に、広島市と海田町へ240は来ておるんだが、海田町へ皆使ってくださいと言う。あれは海田町へ、町長、来る金やがな。形式に広島市という名前があるだけ。それをもったいぶって、へえと言うて引き下がったんだが。わしもちょっと勉強不足で、何をあんた、言っておるのということをよう言わなんだことは申し訳ないと思っておる。

それから、今述べましたように、海田町が合併しなかったら県が負担してくれるから、わしは30億で済むんだということを、勉強不足だが佐中議員さんの資料から60億で済むんだということを聞いておりますが、そんなに合併してほうほうほうほう言うて、250億、260言うて、この間、わしは初めて知ったんだが、坂と熊野が一緒になったら二、三十億、平衡交付金が少なくなるんだと。けしからんじゃない、それは。わしも総務省へ問うたり県へ問うたりしますが、まだそんな暇がないからだが、何でそんな不公平なことをするんだ。そういうことで、それも今になって言い出さんで、助役は、あんた、初めから一つも言やせん。いつ勉強したんかしらんが、いつ聞いたんかしらんが。たまげたよ、わしは。損する、損すると。もっと何日の何時に県が、総務省がこう言いましたと、遅まきながら言いますというならええ。えらそうに、とうに知っておったようなことを言うね、あんた。

そういうようなことで、私は最後に言うたんや。よその市町村は、合併のときに、大型の市は100億とか150億、単独の市の費用をくれるんだが、広島市は何ぼくれるんかと言うたらゼロじゃないか。それで、合併、合併、合併、合併、言いよる。情けないことはないかというんだ。それじゃやめた、それじゃ1年延ばすよ、あんたらも考えなさい、わしも考えてくるけんというのは一つもない。19年も町長やって、20年になるのに、5

期じゃない。長過ぎた、町長さん、あんたも。わしが76歳と9カ月やが、あんたはわたしより多いんだ。わしは若いときから町会議員2期しておったが。長過ぎたんよ、年をとるとぼけるんだ、わしもぼけだしたから。ほんまよ、わしもぼけだした、忘れよる、物事を。そういうようなことで、単独市費のことについてもゼロよ。町長、あんた、どう考えておるんかと。

次に、6番は、同じことでダブって、議長、申し訳ないが、議員の皆さん、こらえてください。加藤町長はなぜ合併を急ぐのかと。平成17年3月まででよいのではないかということです。先般、議員さんの質問にもありましたように、中国新聞に、15年2月18日の火曜日に、音戸町が任意協で呉市への合併を17年3月まで延期してくれと申し入れた。その次は、15年、翌日の日に、今度は倉橋町が同じことをやっておる。最近の新聞論調も、学者の意見も、また総務省も、ほんなら合併する意欲があれば絶対せいと言いよったのが、特例債を出してもええ、助成金を出してもええと言い出した。そういう状況にして、他町も熟慮してきているんだから、海田町民のことをそっちのけにして合併、合併ということは珍しいこの海田町ですよと。町長、ここらで考え方を変えてもらうわけにはいかんのかと。

3つ目に書いていることは、加藤町長はもう1年したら在職20年間、すばらしい功績を残された。私も褒めよった、議員になり次第。温厚、それじゃ最近、あんたを鬼だと言いだした、わしは。そういうふうにも物すごく立派な功績が、この誤りをやられたもので、ちゃちゃくそで、あんた、やめていくようになるよ。それは、私が、本当に温厚篤実で、本当に町長さん、尊敬で褒めよったんだが、ころっと変わったんだ。これじゃいけんの、町長さんはと。そういうふうにも、執行権限を振り回して、担当職員もばかの一つ覚えのように、あんたら、はあはあはあはあはあはあと言うてついていきよる。町長、ちょっと待てということは言えんのか、収入役は、あんた。あんたのお父さん、先生、わし、一緒にしよったが、立派な校長先生だったが。しっかりしなさいよ、あんた、収入役。そういうこと。

次に、4つ目に書いておることは、海田町の債務に、大体立派な財政だが、あれだが、恐れをなして、説明会では、もう海田町でも財政が逼迫しておるけんて、あんた、言いよるがの、助役が言うたか、だれか、わしは聞いたが、そんなことを言うて、夜逃げするような合併の進行状況である。合併しなければ財政が破綻するんだというようなことを言うておるけど、広島市がまだ破綻じゃないの。それを合併、合併と言うて、条件も

出さずに当たり前のことよね。J R 高架も湾岸道路も皆決まっておる。それ、皆、使ってくれというて。何の価値もない。そういうようなことで、ここで、合併で受けられる財政優遇措置の合併特例債によるハード事業を期待するなら、認識が、町長、ずれておるよと。合併しても隅々まで行き届いた行政サービスが確保されるのかという、これが大事なんです。町長は真剣に検討してもらいたい。

5 つ目、最近、合併問題で、中野課長よ、あんた、中野町長だと言われ出すぞ。それで、わしは、質問事項は丸々というて書いたけど、今日は言葉で言うよ。中野町長じゃないか、合併問題は。頼沢さん、恥ずかしいと思いなさいよ。加藤町長さん、先代の頼沢さんも何せもっとやりよった。中野町長じゃと言われるようなことを加藤町長さん、言われているうちはつまらんじゃないの。そういう一部の議員がもっと調査期間の時間をくれと言うとるが、多数決で、議長よ、やっぱり取り上げてくれよ、ああというて、合併、合併というて、町長と同じように議長、ついていってはつまらんぞ。そういうこと。

次に、ダブっていますが、小さい声で、町有財産はすぐ売却できる物は幾らかと。それから、海田町が行政の合理化、職員の削減、給料カットなど、どのようにやって合併へ持っていくのか。さすが町長、海田町だわと言うてもらおうようなことをしんさいやというんや。また、反面、私に投書が来た、ピンクの用紙で。海田町職員親和会一同というて。2 枚つづりやった。我々一般職員は、今この間、今日の質問、ちっとは説明したわけじゃ、何にも説明意見も聞かずにどんどんどん、町長、助役、上部の職員が進めておると。不安でかなわん。それはそうよね、すぐじゃないの。1 年ぐらい延ばせば余裕があるが、あっちへ飛ばされこっちへ飛ばされ、どこへ行ったかわからんようになるんだから、あんたら課長じゃけん、課長にしてもらうか係長になるかわからんけど。どこに飛ばされるかわからんじゃけん。そういうような投書も私に来ましたよと、こういうことです。仕事が手につかんのです。

7 番は、合併による町長の特別職と町議会の地区審議員。これは大事なことよ、町長さん、わしの言葉をひっかけたのに、ふるさと会館で。町長さん、あんた、1 年後に合併すれば特別職として残れるんだが、せめて1 年でも約1,300万あるんだが、「もらいなさんなよ」と言うたら「もらいません」言うたけん、あれ、失言かどうか、心の中で。「もらいません」と言うた、みんなの前で。そのことについて述べておる。

町長は合併特例法により、2 年間は特別職として、収入役さんも教育長もどうかしら

んが、残ってもいいことになっている。給料は年間約1,300万円である。町議会議員も地区審議員として2年間残っていると、1年間に期末手当を入れると約420万ぐらいになるんじゃないか。町議会調査特別委員会で採決はしなかったけど、全会一致でしょう、あのときには、河野議長に一任して、町長に伝えて、市と折衝してくれと。手は挙げなんだよ、わあわあわあわあいう中じゃけん、採決もない、何もないから。中には不満の方もいらっしゃる。私もその1人よ。それじゃ、わあわあわあわあ言うただけ、わあわあ言うて終わってしまった。

町長の任期切れで合併したら町長選があるわいの、町長さん、再度加藤町長は立候補されるかどうかかわらんが、それで終わりです。また、合併したら、市会議員の補欠選挙があり、2名の市会議員が出るんです。特別職や地区審議委員の必要はないと思う、私は。広島市の財政が厳しいとき、その報酬を受け取られることについては、加藤町長、どう考えるか。我々の任期の17年までやれば、任期いっぱいだから、手当が堂々ともらえる。思い残すことはない、やっておけば。1年したら、ああ、1年特別職で、審議委員でくれ、これはだめよという。あんたらが好きでどんどんどんどんやったんだから、8名はおるけど、今、1年延ばせと言うのが。そういうようなことをわしはこれで述べておる。水道問題は、議長、終わった。

次に、9番目。国岡先輩議員が質問してくれたと思うが、東海田新駅について質問させてもらいます。加藤町長は、約19年間海田町長として在職され、合併はしなければならぬが、時期尚早と言ってこられたのに、なぜ今になって任期いっぱいの1年で合併をされる。再々ご答弁いただいた。これはもうよろしい。

次は、広島市が政令指定都市に昇格するとき、合併を持ち込まれ、私も政治的な立場があったから、当時、有名な広島市元助役さんの福島助役さんが私に、「斎木さん、合併してくれや」と、「東海田駅ぐらいつくってあげるよ」と私に言うた。当時の広島市の財政だったらできとるがな。議員も責任がある、当時の、古い議員だったら責任がある。町長ばかり責められへん。最近、加藤町長はその機会を逃し、重大な責任があるよとわしは思う。

1つとして、広島市と合併して、東海田に大きな事業としては何を残すかという、国岡議員がいつも言っている。「何も残らんじゃないか、新駅ぐらいつくってもらわな」と言うておる。新駅ぐらいつくってもらわないけん。2番目は、法定協が開始される平成15年5月までに、期成同盟会を皆さん、つくれと。手をつけておかないと条件はま

すまず悪くなる。次、3番目、新駅の建設事業計画、関係者の寄附金の案の検討、期成同盟会をつくるなら。4つ目は、新駅の設置場所、A案、B案、2カ所ぐらいあるんじゃないかと。5番、新駅の設計図。6番目は、中野東、世話人の穴戸さんが、この間、自治会、ちょっと集まりが少なかったのので来てもらったんです、そのときに、「皆さん、合併したら難しいよ。海田町時代のときに、JR並みに関係者へ申請書を出しておかなだめよ」と言われた。わしは途中から合併して難しかったと。16年3月後の合併では時間がないので難しい。17年3月の合併だったらできるんだがな、町長さん。

以上のことを加藤町長が先頭に立って指導、助言されるのが必要であるが、これに対して加藤町長さんはどう思われるか。呉市新広の新駅も、坂の水尻駅も東広島市の新幹線駅も、何年も前ですが、西条の今回の寺家の新駅の設置も皆、市長や町長が先頭に立ってやっておるんです。あんた、人ごとのように思うておる。ここは合併にあわせて、東海田新駅を海田町の将来のために実現してもらいたい。加藤町長の考えを聞きます。

それから、最後に10番ですが、私は新聞記事を見て全くだと思った。群馬県の町村会では、町村合併に苦慮する町村長にとって、国政のコスト削減なくして道は開かれなとして、国会議員の定数半減を求める緊急決議をした旨が朝日新聞で見ました。当然よね、わしらばっかりいじめてから。加藤町長も安芸郡の町村会で訴えなければならないと思う。合併町村だけでなく、国が決めた方針で、我々は究極のリストラに向かっていのだから、700人近い国会議員が本当に国民の役に立っているか。はっきり自分たちの痛みを示すべきであろう。

海田町も合併の合理化で痛みを伴うと思うが、その点について加藤町長はどう考えるかということが最後ですが、最後に言うておきたいんですが、私は、先ほど2回繰り返すが、海田の町民センターとかの名前は出張所と、出張所には何らかの機会を残すやどうやと言ひよるが、それができなんだら、あんた、直ちに辞表を出してもらいたい。水道料金もそうです。あのような形でもこれを辞表を出してもらいたい。そういう点をかたくして、私も、ある議員が言うたんよ、とにかくあんた方の家の前、玄関で土下座するから、宣伝カーで、町長さんの前でもお願いします、お願いします、1年延ばしてくれというて各議員の前でやるよ、わしは、家で。わしは昔、泣く子も黙る斎木貞暁で反対運動の闘争をしておる。私は、一生懸命、町長さんの家の前で訴えるけん、悪口言うじゃない、お願いします、お願いしますだけだ、町長。議員の皆さんの前でやるよ。そういう点で、話を締めくくって、私の質問を終わります。議長、ありがとう。皆さん、

ご清聴ありがとうございました。それでは終わります。

○議長（河野）暫時休憩します。再開は40分。

~~~~~○~~~~~

午前 10 時 22 分 休憩

午前 10 時 42 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）休憩前に引続き本会議を再開いたします。一般質問を続行いたします。斎木君の質問に対する答弁から始めます。町長。

○町長（加藤）斎木議員ご質問にお答えいたします。海田湾の開発についてのご質問にまずお答えいたします。

まず、1点目の、明神町の不法占用の件につきましては、来年度道路及び歩道の整備を計画しており、この施工にあわせ、解決を図ってまいりたいと考えております。

次に、合併を1年延ばし、懸案事項を整備し、合併すべきではないかのご意見ですが、でき得る限り懸案事項を解決していく努力は続けてまいります。しかしながら、その状況をもって、合併期日が左右されるべきものではないと考えております。

続きまして、瀬野川河川敷についてのご質問にお答えします。

瀬野川河川環境整備事業として、平成元年から10年間かけて、瀬野川右岸側を海田町で整備してまいりました。現在では、ウォーキングなど町民の憩いの場として、また、消防団の訓練場所としてなど、多くの町民が利用しており、月に1回から2回の割合で各種イベントも開催されております。広島県では、営利行為での占用は許可しないということが原則でございますが、フリーマーケットについては、非営利の短期一時使用であり、許可の対象に当たらないとの判断により、使用することについて規制をしておりません。

しかしながら、ご指摘のとおり、イベント開催による芝の傷みや散歩、運動等の支障になっていることも十分考えられることから、今後とも町といたしましては、広島県と連携をとりながら調整を図ってまいります。

続きまして、東海田地区の出張所設置についてのご質問にお答えします。

出張所の設置につきましては、第5回の任意協議会の中で、出張所の設置は困難との広島市の立場が明確になり、法定協議会へ向けての調整事項となりました。現在、事務協議を進めておりますが、現時点において広島市の考え方に変更はなく、出張所設置の

可能性は極めて低い状況であります。少なくとも住民の利用が多い業務を処理する窓口機能を有するものの設置について、粘り強く協議をしてみたいと思います。

合併問題についてのご質問にお答えします。

海田町でやるべきことはやって、2年後に合併すべきではないかとお尋ねでございますが、まず投資的経費につきましては、佐中議員にもお答えをしましたように、過去の投資的経費を平均しますと約23億円ですが、今後10年間の財政推計による投資的経費は、合併問題調査特別委員会や住民説明会でも説明しておりますように、都市計画税を課税しなければ、10年間で約108億円、1年平均約10億円、平成17年度から都市計画税のご負担をいただければ、10年間で約181億円、1年平均約18億となります。

次に、町有財産の売却についてでございますが、12月議会で山岡議員のご質問にお答えをいたしましたように、ひまわりプラザ前や東六住宅の跡地につきましては、活用する方向で検討していることから、実際に売却可能な土地のおおよその価格は1億5,000万円程度でございます。したがって、2年待てば56億円で、細かいところまで整備ができるということにはなりません。

広島市との合併につきましては、昭和45年に申し入れを受けて以来、海田町にとって大きな課題として考えられてまいりました。私も昭和59年に就任以来、避けては通れない問題としてとらえ、本町の財政状況やまちづくり事業の進捗状況を加味しながら、その時期を熟慮、熟考してまいりました。近年、地方分権の推進や国、地方の行財政改革という国全体の大きな流れや、本町が抱えるまちづくり事業や財政状況を考えますと、今まさにその時期が来たと痛感いたしております。こうした中、合併推進の方向を表明したわけでございます。

当初、合併特例法の期限であります平成17年3月も視野に入れて検討いたしましたが、仮に府中町、海田町、熊野町、坂町が同じ時期の合併を検討することになった場合、合併特例債の全体事業費は623億3,000万円になります。そのうち、海田分は157億1,000万円となり、広島市と海田町だけが合併する場合の240億2,000万円より83億1,000万円少なくなります。他町より早く協議し、早い時期に合併を実現する方がまちづくりを進めていく上でもよいと判断をいたしました。また、1市1町で進める方が、本町の実情や思いを受けとめていただけるということもございました。まだ幾つか調整しなくてはいけないものも残っておりますが、都市計画税の均一課税、国民健康保険の増額世帯への減額措置、シルバー人材センター安芸出張所の海田への移転、自治会等への補助金の1年

間の経過措置、資源物回収奨励金、そして合併特例債の枠、全額を海田町の合併建設計画への事業へ適用するなど、多くの事業についてそれなりに成果があったと考えております。

また、最終的な期日の判断につきましては、まず町行政の責任者として、合併推進を表明したわけございまして、その任期内に実現できるよう最善の努力をし、住民の負託に応えるべきであるとの思いと、合併算定替が合併期日を平成16年4月1日とすることで、合併年度である平成16年度が含まれることから、本来15年間であるべきものが16年間になり、平成14年度の算定をベースに試算すると、約3億円の増加となり、住民の福祉向上やまちづくりが早期に実現できることを考え、平成16年4月1日をお示ししたものでございます。

続きまして、任意協議会でのやりとりについてのご質問にお答えします。

今後10年間に海田町域に必要とする金額は、社会保障関係費、人件費などの義務的経費や施設の維持管理等の維持管理費などは不確定要素が多いため、その額を見込むことはできませんが、合併建設計画に限っては、事業規模で836億円となっております。そのうち、特定財源としての国、県の補助金など366億5,000万円を差し引いた額479億5,000万円が広島市として負担することになっております。

また、14年度の一般会計の当初予算において、人口1人当たりの支出額で比較をしますと、広島市が48万6,000円、海田町が29万3,000円となっており、広島市が人口1人当たりの支出額で19万3,000円多く支出をいたしております。そのうち、投資的経費につきましては、広島市が10万5,000円、海田町が6万6,000円で、広島市が人口1人当たりの支出額で3万9,000円多く、また投資的経費を除いた社会保障費などの福祉予算や教育予算などの経常的経費でも広島市が38万1,000円、海田町が22万7,000円で、広島市が人口1人当たりの支出額で15万4,000円多く支出をいたしております。1人当たりの予算額で比較をしました差額分が、海田町と合併した場合の広島市として負担する金額であると考えております。

なぜ合併を急ぐのかとのご質問にお答えします。

まず、里道、農道の整備についてでございますが、生活に密着した里道、農道の整備、管理につきましては、合併とは関係なく、日常の業務において維持管理を行っております。15年度においても諸農道水路改修費、町内道路修繕費を計上しており、必要な箇所を順次施工してまいりたいと考えております。

次に、町有財産についてでございますが、売却という観点から考えた場合、普通財産が対象となります。現在、普通財産として所有している用地は29カ所でございますが、そのうち21カ所は自治会会館用地や商工会館への貸付用地、また区画整理事業関連用地など、売却の対象にならない用地でございます。残り8カ所は、ひまわりプラザ前の用地や南本町の東六住宅跡地、山陽団地内や新町地内の住宅地などですが、大規模用地は利用計画もあることから、現実的に売却可能な用地としましては、大規模用地以外の6カ所、1,183平方メートルです。

しかし、この6カ所の中には、造成など工事が必要なものや、駐車場として利用しているものなどもあり、早期に売却が可能な用地は、住宅地としての山陽団地内及び新町地内の2カ所605平方メートルと考えております。

次に、海田町行政の合理化についてでございますが、職員削減については、平成10年10月に策定をしました海田町行政改革実施計画におきまして、5年間で5%程度の人員削減の実施を掲げ、当時職員数は254名でございましたが、平成15年4月1日には職員数240名となる予定で、実質的に14名の減となりますので、職員の削減については、計画以上に実施できる見込みでございます。また、職員の給料につきましては、昨年12月議会で、人事院勧告に基づく条例改正により、給料、期末手当等を含め、年間で約2%程度給与の引き下げとなっております。

しかしながら、広島市との合併を前提で考えますと、定員削減、給料カットというような合理化を第一にということではなく、いかに職員の身分や処遇を広島市に引き継いでいくかが重要な課題になってくるものと考えております。

続きまして、特別職と町議会の審議会委員についての質問にお答えします。

合併後の議会議員及び特別職の身分の取り扱いにつきましては、議会からのご意見をお聞きしながら、また今後協議を進めたいと考えております。

続きまして、合併による水道料金の値上げについてのご質問にお答えします。

海田町の水道料金に関しましては、合併と同時に広島市の料金体系に統一することとして、任意協議会におきまして協議を進めてこられましたが、合意を得ることができませんでしたので、法定協議会にゆだねられることになりました。また、現在行っております国信取水せい改修工事につきましては、既設の能力が低下したため改修を行っているものであり、取水せいからの取水量の確保とよりよい原水を確保するため必要なものでございます。

続きまして、新駅設置についてのご質問にお答えいたします。

施政方針で述べましたように、今回の住民説明会においても要望が多いことから、まず、新駅の実現性についてＪＲと協議するための基本構想を来年度策定することとしております。なお、ＪＲの要望につきまして、私が要望したいということで事前に調整をいたしましたところ、「現段階では、ＪＲとしては要望書を受け取るだけで回答はできないし、逆に、都市側としてどこまでできるのかということ聞かせていただくことになる。もう少し、時期を見られた方がいいのではないか」とのご返事でしたので、基本構想ができた段階で、ＪＲと協議してまいりたいと考えております。

続きまして、国会議員の定数の半減についてのご質問にお答えします。

ご質問のとおり、合併は必ずしもメリットばかりではなく、合理化による痛みも当然負うものと思っております。地方公共団体がみずから合併を判断し、行財政の効率化により経費の削減などを進めておりますように、国会議員もみずからの責任において、行財政改革を推し進められているところでございます。国会でも議員定数の削減について議論されておりますので、これを見守っていきたいと思います。以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（河野）ええですか。斎木君。

○６番（斎木）町長さん、わしは特別かしらんが、全部あんたが答えてくれたのう。時間が事務局に聞きますと７分ぐらいしかないそうですから、私の持ち時間が、焦点を絞って４つばかりお願いします。まず第１は、我々行政、議員も、町長さん、中国新聞に抗議を申し込むというても、マスコミの協力がなければ行政はできんのです。私は、町長さんは立派な大学出やら助役やらいっぱいですが、先ほど質問しましたように、結論は、抗議はやめてもらいたいということで、私のわずかな知識では、全然これは方針で、方針は、町長さん、ずっと言うよな、部長が。いや、海田が古くなって水道がだめだこうだと言うて、終始一貫。そして１月から、今３月上旬ですが、その空白期間に命をかけて座り込んで、毛布をかぶって、何ぼ今まで、何回折衝したの。法定協を待つだけじゃないかと思ったりするわけです。

横道にちょっとそれましたが、結論は、この文書では一つも間違ったことは、私としては、一議員として書いていないと。抗議を申し込んだりして、今後マスコミに対して失礼ではないかと思う。ある程度、進歩的なことを皆書いているんです。どこの朝日だろうがどこだろうがここだろうが、毎日、読売だろうが。だから抗議は撤回してもらい

たい。それがまず1つ。

2つ目は、出張所と水道料金の問題は、活字にも書いているし、あなたとしてわたしは辞職ものだと思う。もちろん我々は応援しますから、座り込んだら毛布ぐらい持っていますよ、弁当ぐらいは。そういう決意があるかどうか。もしこれがだめなら、町長として大失策ですから、水道料金と出張所の問題は。中国新聞のおかげで助役がああいうふうに法定協に持ち込んだ、そういうことも関連しておりますから、これについて、もしだめなら辞表を出すという言葉を知りたいんだ。出さんなら出さんでええから。

次は、国の、全くあの新聞を見て、国会議員はただ地方をあめとむちでどんどんどんいじめよる。あんた、行政の長として本当にあの新聞読んだら、わしが言うたら全くだのうと思わん国民ないよ。それは国会議員の家族はどうかしりませんが、家族関係は。それに対して、全くもう我々ばかりいじめるんじゃないかと、こういうようなことですから、もう一度、今の中国新聞の抗議の問題、出張所、水道料金の問題、不転の決意で、もしいかなんだらわたしはやめるといような決意があるかどうか。国の国会議員ぐらい長として、私は定数削減に頑張ってもらわないけん、と、こういうふうに考えておるわけですから、ご答弁のほどをお願いいたします。以上。

○議長（河野）助役。

○助役（松岡）先ほど、今日の中国新聞の記事について、いわゆる海田町は5日、2005年度から水道料金を現行より3割引き上げる方針を固めたということについて抗議するということに言ったわけですが、先ほど中国新聞社の方ともいろいろお話をしながら聞きました。内容的には、やはり当方の説明不足等々もありまして、誤解が生じたんであろうというように思っております。したがって、これについては、再度中国新聞とよく協議しながら、今後いわゆる誤解を生じないように、意思の疎通を十分図るようにお話をしたいと思っております。抗議というのはうちの方の説明不足もございしますので、これはできないのかなというように今思っております。（「それじゃ撤回せなしようがない。町長が撤回せないけんじゃないか。一度言うたら、何で助役なんかと言うんだ」と呼ぶ者あり）はい、わかりました。（「町長がそれを言われていますが。何考えておるんですか。町長、ちゃんとしんさいや」と呼ぶ者あり）

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）ただいまの経緯については助役から申し上げましたが、いずれにしても今回は中国新聞でございますけれども、これからのいろんなマスコミ関係の方々と何も角

を突き合わせておつきあいをする必要はないと思います。やはりその中で、お互いに十分そごのないようないいものだけ書いてくださいというようなことではなくして、いいにしても悪いにしてもやはり新聞は新聞で正当な報道をされるという使命もございます。このこともわかってはおりますけれども、やはりそごのないように、これからも意見を交換しながらやってまいりたいということで、今回の抗議については撤回をいたします。

それと、町長はこの出張所、あるいは水道料金について、座り込みでもしてとにかくしっかり頑張れと。万一それがならんときには辞表を出せと、こういうことでございすけれども、いずれにしても、これまでも我々は法定協を待つまでに、事前の協議はいたしておりますので、最大の努力をいたしたいと思いますし、ただ辞表を出せと言われることについては、今回そのことについてご答弁は申し上げません。以上でございます。

○議長（河野） 斎木君。

○6番（斎木） 国の、私らばかり、町長さん、もう一つ答弁してもらいたいんだが、本当に我々も任期があるのにやめていかないけん。町民は地区審議委員はやっちゃいけんという者もおる。あなたもおつてもしょうがないけん、なつても報酬をとるなというようなことですが、そういう国の方針について、これは我々が決めることではないですよ。だが、群馬県の町村会は決議しておるんです。あんたにしても安芸郡の町村会でそこぐらいやってもらわな、わしら、かわいそうなと思うんだ。その点、どうですか。

○議長（河野） 町長。

○町長（加藤） これにつきましては、先ほどご答弁申し上げましたように、国自体にもやはりそういう議論が出ておりますし、やはり国は国でそういう検討をいたしておられると、このように聞いておりますので、今海田町が、安芸郡がすぐそれに対して、国に対し要求をしていくということは今考えておりません。

○議長（河野） 斎木君。

○6番（斎木） もう一つ、本当に、これは後ろの前田調査特別委員長にもお願いするわけだが、町長さん、ようわからんのよ、県内の。1月から4月はぼっとして待っておるやね。町長さんや委員長が呼びかけるかと思う。県内の視察とかもっと資料を出してくれて、向こうは市会議員、一生懸命じゃけん、選挙で。我々として、3月上旬になりましたけど、どうですか、県内の視察とか資料をどんどん町長さんや特別委員会や議長にお願いするんだが、もっともっと研究したい、資料を見たいと。我々忙しい中で、やっぱり町長さん、特別委員長、議長がその気になったら、そこらについて町長はどう思う。

じつとこうやって座っておるのか。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）そういう経緯につきましては、そういう資料等も集めてまいりますので、皆さん方にお知らせをしていくということはやってまいります。

○議長（河野）ええですか。7番、堀間君。

○7番（堀間）7番、堀間です。広島市との合併における住民説明会はもう既に済まされておりますので、4点ほどお尋ねいたします。

1、説明会を何回開催され、何人出席がありましたか。2、住民が一番不安と感じていることは何ですか。3、主たる合併に対する反対意見及び賛成意見は何ですか。4、町長は毎回出席されたでしょうか。以上です。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）堀間議員のご質問にお答えしますが、合併の住民説明会についてのご質問にまずお答えいたします。

まず、1点目の、説明会を何回開催し、何人の出席があったかのご質問ですが、先ほどもお答えいたしましたように、1月7日から2月25日、広島市、海田町合併研究協議会で、大筋合意を得られました事項について、住民の皆様にご説明をしたわけですが、延べ開催回数は24回、474人の町民の皆様のご参加がありました。

2点目の、住民が一番不安と感じていることは何かのご質問ですが、不安というより、言葉が適切であるか別にいたしまして、説明会で参加者から出たご質問に多かったものは、合併建設計画素案に関するもので、巨額の費用がかかる合併建設を10年間で実現してもらえるだろうかというもの、町施設の合併後の取り扱いに関するもので、今までどおり使用させてもらいたいというもの、3に上水道に関する質問では、町は今まで給水制限をしたことがないというものや、海田町の水が飲みたいというものでした。現在、説明会でお伺いいたしましたご意見などは整理しておりますので、まとめ次第公表してまいります。

次に、3点目の、主たる合併反対意見、賛成意見は何かのご質問でございますが、具体的な意思表示がないものの、ご意見の中では税負担の増加、民意の意向が反映しにくくなるのではないかと、都市基盤の充実が早期に図れるなどということが多く感じています。これも現在整理しておりますので、まとめ次第公表していきます。

次に、4点目の、町長は毎回出席したかのご質問でございますが、24会場すべて出

席し、町民の皆様にご理解をいただけるよう説明をさせていただきました。以上でございます。どうぞよろしくお願いします。

○議長（河野）堀間君。

○7番（堀間）24回開催され、474名出席ということでございますが、474名、議員の方もそれぞれ出席されているようですから、その議員の数、引いて460名ぐらいかなと感じておりますけど、1回の平均出席者数19.7人ですよ、20人までいかない。有権者で見ますと、2万3,000人と有権者に対して、2%という数字にしかないんです。人口割でしますと、3万人としますと1.5%です。だから2%、あるいは1.5%、本当に非常に少ない数字です。その中で、人口割で1.5%しか合併の説明会を聞いておられないわけですが、これで住民に対する説明責任を果たしたとお思いでしょうか。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）堀間議員仰せのとおり、各会場に、開催する日には周辺にチラシ等を配布し、また自治会長さん方にもやはりお願いをしてご協力をいただいたわけですが、仰せのと通りの出席率でございました。それですべてが立ったかと、こういう1つのご心配もあろうかと思いますが、その節にも、やはりご出席のない方にはその資料を全戸配布をいたしますと、その資料を製本して配布いたしますと、こういうお約束をして回ったわけでございます。現在、既に、全世帯へ説明会資料、説明会で説明した内容についてはすべてが届けてあるのではないかと、こういうふうに思いますし、またその際、そのことの内容につきまして、ご不審やら、わかりにくいとかご心配やありました節には、担当課の方へご連絡をいただき、そして電話でご答弁できるものはするし、また行ってお話をするべきものはお伺いしますと、こういうことを申し上げながら説明会を終わったと、こういうことでございます。

○議長（河野）堀間君。

○7番（堀間）答弁がずれていると思います。説明責任を果たしたと思われますかと聞いたんですが、それに対する答えはなかったように思うんですけども、少ないですよ、絶対に少ないと思う。2%、人口割で1.5%ですけども、自治会の会長さんらも努力されたとは思いますが、そんなに少なかった原因はどこにあると考えておられますか。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）我々もこの出席者の少なかったことについては、やはりいろいろとどうであろうかということは考えてみましたけれども、これはいろいろな要因があったと思います。

ます。中には、もうそんなものは聞かんでもいいよと、どうせ行くんだろう、あるいは反対だから行かないと、こういうようなこともあったかわかりませんが、いまだその内容についての分析はいたしておりませんが、我々としては、やはりできるだけ多くの方に集まっていただくという努力はいたしたつもりでございます。

○議長（河野）堀間君。

○7番（堀間）今努力はしたとおっしゃいましたが、具体的にどういう努力をされたんでしょうか。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）開催時の前に、自治会長さんの方をお願いをして、会場の説明会のお知らせを配布をしていただいたり、また直接呼びかけていただいたりと、こういう努力はしていただいたわけで、大変お世話になったことには大変感謝をいたしておりますが、結果はそういうようなことでございます。

○議長（河野）堀間君。

○7番（堀間）では、住民説明会において、町の側としては、目標値はどれぐらいに置いていらっしゃいましたか。

○議長（河野）広域行政推進課長。

○広域行政推進課長（木原）目標値ですけれども、500世帯ぐらいを大体対象にしておりまして、約1割、50人程度はどうかということで、その中で、いろいろ自治会長あたりと協議しますとやはり30人ぐらいかなと、そういうのがありましたので、30人ぐらいを大体目標値として定めてはありました。

○議長（河野）堀間君。

○7番（堀間）では、ちょっと具体的に、一番出席者の多い地区の人数と少なかった地区の人数を教えてください。

○議長（河野）広域行政推進課長。

○広域行政推進課長（木原）それでは、一番多かった地区は南幸町で開催しました地区で61名でございます。南幸町です。それから、一番少なかったところは大立町で8名。

○議長（河野）堀間君。

○7番（堀間）では、次に、住民が一番不安と感じている問題で、いろいろ今出ていたけども、それに対して意見を皆さんが話されるのは勝手ですけども、実際にその不安に対してどう解決していくのかはどのように考えておられますか。

○議長（河野）広域行政推進課長。

○広域行政推進課長（木原）現在、説明会での会議録といいますか、そういう問題事項等出たものにつきまして、各課で今、対応について14日までにそれを整理して、再度協議をしようということにしております。ですから、それはまたそういうことで整理がついて、また対応について協議をしていきたいというふうに考えております。

○議長（河野）堀間君。

○7番（堀間）では、町長にお聞きしますが、その不安感を持ったまま、合併しなければならない住民の側にとって、はっきりした解決もないまま突き進んでいるという状況の中で、その町民の気持ち、かわいそうだと思われませんか。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）不安を持ったままと、こういうことでございますが、それが今いろんなこれまでの意見を集約しながら、あるいはそういうふうに各世帯へ配ったもので、またいろんなご意見が出てこうと、こういうふうに思いますけれども、それがすべて、これがなかったからすべて不安を持っておられるというふうに今の段階で私は思っておりません。

○議長（河野）堀間君。

○7番（堀間）でも、やはり不安を持っていらっしゃる方は多いんです。

次に、合併反対意見とか賛成意見でおっしゃいましたが、反対意見の方は出ましたけど、賛成意見でどういうのが出ているのかはちょっとおっしゃらなかったように思うんですが、もう一度言っていただけますか。

○議長（河野）広域行政推進課長。

○広域行政推進課長（木原）先ほど町長の答弁の中で申し上げましたように、建設計画等に係る意見で、やはり大型な整備が早くできるんだなというようなご意見がやはり多くありましたので、それが主には賛成意見というふうにとらえられようかと思います。

○議長（河野）堀間君。

○7番（堀間）では、その合併、主たる賛成意見ですけども、それに基づいて、町長の施政方針演説の中にありましたおおむね肯定的であったと感じられたということで理解していいんでしょうか。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）出席をされた方の中では、やはり合併までにやってほしいであるとか、今

見が出ましたものについては、今とりまとめておりますので、議員さん方にも当然それはご報告いたしますけれども、町民の皆様にもああして全世帯へ配布をいたしております。当然、またこの法定協議会において行われる内容についてもやはり住民の皆様にお知らせをすると、これは当然であろうと、こういうふうに考えております。

○議長（河野）堀間君。

○7番（堀間）では、町長にとって合併とは手段ですか、目的ですか。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）手段か目的かと言われるんですが、これは海田町の将来を考えての私なりの方向を出したわけでございますので、何かの特別にそのほかの手段を考えたということではございません。町の将来、これからの町のあり方等を考えてこの合併は必要であると、こういうような判断をいたしましたわけでございます。

○議長（河野）堀間君。

○7番（堀間）今、答弁の中で、手段ではないとおっしゃいましたが、では合併そのものが目的なんですか。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）海田町の将来を考えたときに、やはり合併が現在の状況の中で一番いい、最良の方策であると、そういうふうに考えたわけでございます。

○議長（河野）堀間君。

○7番（堀間）今の答弁で、合併が目的になっているということを感じました。何のために海田が広島市と合併するのか。たびたびおっしゃっていますけども、財政が逼迫して将来やっていけなくなるからというのが大きな理由だったと思いますけど、説明会においては、でもそれは合併の理由にはなりませんよ。逼迫しているのであれば、箱物とかそういうものをつくらないようにするとか、もっと始末をしないといろいろ考え方はあるわけですから、また吸収合併のために町名しか残らないような合併では、あまりにも寂し過ぎると思います。

たとえ合併しても、ここで生まれた者にとって、あるいは長年この海田に住んだ者にとっては、海田はふるさとなんです。合併してもやはり心の中に海田というふるさは生き続けてまいります。ならば、ふるさと海田がさらによくなるような合併を目指すべきではありませんか。海田が町としてもっとよくなる方向に合併を進めてほしいと思います。合併は手段であって、目的は合併によってもっと海田という町をよくすることです。

す。だから、先ほどの町長の答弁は間違っていると私は判断いたしました。以上で質問を終わります。

○議長（河野） 1 番、岡田君。

○ 1 番（岡田）先ほどから合併問題についてずっと出ておりますけども、私も質問させていただきます。

1 番、岡田良訓です。まず、4 点質問させていただきます。

まず、最初に合併問題について。町民にとって合併がよいのか悪いのかわからないまま、既成事実がどんどん積み上げられています。来年 4 月と合併時期を決めるのは住民無視も甚だしいところであります。住民の説明会が自治会単位で開催をされましたが、当日配布されたあの膨大な厚い資料の説明では、その場でゆっくりと考える暇もありません。自分の住む町がなくなるのですから、じっくりと考える時間が必要だと思います。

広島市との比較で海田がおくれている部分は、合併をしなくても町独自の制度で改善をすれば十分にできます。また、広島市に通勤する人も多いとの理由で、合併の動機に挙げられておりますが、合併をしても海田市駅に快速電車がとまるわけでもないし、道路の渋滞も解消されません。そして、都市計画税という税金も増え、役場もなくなります。また、営業をしている人などは郵便物の差出人の住所の変更やその他、目に見えない費用もたくさんかかります。以上のことから、次を質問いたします。

まず、先日の説明会の結果、町民から合併の合意が得られたとお考えでしょうか。2 つ目に、町民の民意の反映をするために住民投票を制定をし、可否を問うのが民主的な方法だと思いますが、再度住民投票条例を制定をする意思はおありでしょうか、お伺いをいたします。3 番目に、広島市と合併をして、海田町ですぐにでも実現できる制度を検討するお考えはありますか、お伺いをいたします。

そして、次に、乳幼児医療費の無料化についてですが、これはずっと私が取り上げておりますが、また取り上げさせていただきます。

広島県議会では、高齢者を除いて受療率が高い乳幼児に対する対策が不十分であり、安心をして親たちが育児や治療を行う環境が整備されていないとして、国に対して意見書を出しております。乳幼児に対する行政上の様々な支援はありますが、医療に対する対策は不十分です。乳幼児医療費を就学前まで引き上げることは広島県でも主流となっております。乳幼児医療費の無料化は、若い父母ばかりではなく町にとっても大変有意義なことです。熊野町や廿日市市などの例を参考に、医療費の無料化の実態を調査をし

てみてください。前回、こちらで試算をしてみました。予算的には町財政にとって大きな負担とはならないのですが、どのように思われますでしょうか。合併も大切ですが、小さい子どもたちの医療と健康は緊急な問題です。町長の見解をお尋ねをいたします。

3 番目に、平和問題について。沖美町の米軍のNL P 基地誘致問題は、広島県にとって大きな衝撃となりました。そして、周辺の市町村では、沖見町や県などに対して申し入れを行いました。1 番目に、海田町では町長としてどのような行動をとられたか、お尋ねをいたします。また、2 番目として、合併問題で広島市とは自衛隊の基地問題のことについて話し合っておられるか、お伺いをいたします。

4 番目に、景気、暮らしの問題についてお伺いいたします。

すさまじい不況が進行しておりますが、失業者も過去最高を更新中です。働きたくても仕事がない、家賃が支払われずに住宅にも困窮している方もおられます。そして、1 番目として、町として緊急避難ができる場所の設置などを計画するおつもりはないでしょうか、お伺いをいたします。2 番目に、仕事や生活など、何でも気軽に相談をできる常設の相談窓口のようなものを設置をする考えはないか、お尋ねをいたします。以上です。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）岡田議員ご質問に答弁申し上げます。初めに、合併問題についてのご質問にお答えします。

まず、1 点目の、説明会の結果、町民から合併の合意が得られたと考えるのかとのご質問でございますが、合併について理解を深めていただけたことができたと考えております。今後も引続き冊子等の配布、広報紙やホームページで合併に関する記事を掲載し、住民の方々への周知に努めていきたいと考えております。

次に、2 点目の、住民投票を行う考えはないかとのご質問でございますが、これまでもお答えしておりますように、議会制民主主義のルールに則って進めていきたいと考えております。

次に、3 点目の、市と比較し、町でもすぐにできる制度を検討する考えはないかとのご質問でございますが、平成16年4月1日を目標に合併を進めている現在、新制度を導入する考えはありません。

続きまして、乳幼児医療費就学前の無料化についてのご質問にお答えします。

県内の自治体の乳幼児医療費助成制度につきましては、熊野町、廿日市市が平成14年

8月から就学前までの無料化を実施いたしましたことにより、入院、通院ともに就学前まで実施しているのは県内12市町村、入院のみ就学前まで実施しているのは県内7市町でございます。その他、助成内容は様々でございますが、県の制度より拡充して年齢を引き上げているのは15市町村で、これらを合わせて、県の制度より年齢を引き上げているのは、県内約4割の市町村ということになります。これに対し、約6割、48市町村が対象年齢を県に合わせて実施しております。

2点目の財政負担の問題でございますが、入院のみ就学前まで引き上げた場合は約100万円、入院、通院ともに引き上げた場合は約270万円の予算の増額が必要となります。

3点目の、乳幼児医療費の基本的な考え方としては、まず健康づくりを優先させ、健康相談や健康指導等を充実させてまいります。また、合併問題が具体的になりつつある今の状況で、県に先行した形で拡充を図っていくべきではないと考えておりますので、これまで申し上げてまいりましたとおり、乳幼児医療費助成制度の拡充につきましては、県の制度に合わせて実施してまいります。

続きまして、平和の問題についてのご質問でございますが、まず、1点目の、夜間離着陸訓練施設誘致に関しどのような行動をとったのかについてでございますが、1月30日、突然このような報道があり非常に驚きました。特に行動はいたしておりませんが、平和を希求する広島県の構成団体として、また騒音問題や住民の安全を守る上からも、このような施設誘致が短期間のうちに白紙撤回されたことは、結果として安堵いたしておるところでございます。

次に、2点目の自衛隊の駐屯地についてでございますが、自衛隊の敷地は、現在、広島市分が26ヘクタール、海田町分が17.76ヘクタールでございます。これらは国の施設であり、合併と同時に広島市域となることから、広島市はこれまでと同様の取り扱いをされますので、特に協議はいたしておりません。以上でございます。どうぞよろしく願いします。済みません、もう1点。大変、岡田議員、失礼しました。

続きまして、景気、暮らしの問題についてのご質問にお答えします。

まず、1点目の、町として、不況が続く中、住宅にも困窮している人のために緊急避難ができる場所を設置する計画はないかのご質問でございますが、まず生活相談をしていただき、場合によっては生活保護制度などにより生活の場を確保していただくことが第一だと思われまます。

次に、2点目の相談室を設置する考えはないかのご質問でございますが、これまで

どおり、一人一人の状況に応じて解決の糸口が見つかるよう、県や社会福祉協議会等と連携をとりながら、きめ細かな相談業務に努めてまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いします。大変失礼しました。

○議長（河野）岡田君。

○1番（岡田）では、再質問させていただきます。ちょっとその前に、私、議員としてまだ日が浅いんですけども、今もさっきもこの4番目、忘れられたんですね。昨日もそういう場面があったと思うんです。ちょっと名前は忘れたんですけども、だれかの議員さんの質問のときに飛ばされると。何か最近ちょっとそういうようなことが多いような気がするんです。やはり何か緊張感が、私たちが言うのはあれなんですけど、ないというのか、合併問題でも物すごくエネルギーを使われておるからくたびれとってんかという、言い方は悪いんですけど、そういうふうに思うんです。やはり答弁、これ、しっかりと答えてもらうようお願いをいたします。

第1点目の、今までずっと堀間議員や斎木議員の質問と重複するんですけども、町長は住民説明会でおおむね肯定的だったというふうに言っておられるんですけども、私たちが行って、少ない人数で、資料を見て、ぱっと見てわかる人、これはこうかというふうな人はいなかったと思うんです。みんなよくわからないと。帰りにはよくわからんがというふうな感じであって。何をもっておおむね肯定的とされたのか。あと、多分、住所と名前を書いたと思うんです。その人たちに連絡をとってどう思われましたかというふうな、何かそういうふうなことをされたのか。ただ町長が主観でもって、別にそんなに反対意見も出なかったと、そういうふうな感じを私は受けるんですけども、何かこう裏づけみたいなのがあるんですか。そこをところをまずちょっとお伺いします。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）会場でのいろんなご意見、あるいは説明の中でお尋ねになること等を勘案しましても、特別に合併はしてはならんぞと、こういうようなご意見は非常に少なかったと思いますし、質問の中に、合併は反対ではないけれどもこれはどうなるんだ、ああなるんだと、あるいはこれはできるのかできないのかと、合併までにああしてこうしてくれというような件数がかなりございました。先ほどから申し上げる、これも今整理をいたしておりますので、皆さんのお手元にお届けをし、またご協議を申し上げますことになると思いますけれども、私の感じでは、やはり先ほどから申し上げますように、おおむね肯定的であったと、こういうような判断をいたしておるわけでございます。

○議長（河野）岡田君。

○1番（岡田）私は、それはあくまで町長の個人的主観であると思います。実際には、民意というのか、それは違う方向で流れておると思うんです。それはいろいろなあれがありますから。例えば、このたびでも、海田町でも住民運動の方が法定協議会設置を延ばしてくれと、こういうふうなずっと運動ができてきよるんです。やはりそういうふうな民意、そういうふうなのを無視して、ただ来年の4月1日合併と、何かそういうふうにどんどんどんどん流れてきよると思うんです。それが、全部、町行政に、そこらに行っていると思うんです。

それで、例えば住民投票条例、町長が議会制民主主義に則ってというんですけども、片や、相手側というのか、合併する側の秋葉市長なんかは公約の段階ですけども、住民投票はするんだというふうに言っておるんです。そして、乳幼児の医療費の無料化なんかでも、そんなに100万とかそんなにかからないわけなんです。それもしないと。ましてや、町行政で、広島市との比較や何かで、新たな制度は合併するんだからしないと。しないと言いながら、この前、配られましたこういう資料を見ても、やろうと思えばすぐにでもできるような施策というのか、お金がそんなにかからない施策というのはいくらもあるんです。海田町じゃなくて広島市にあると。そして、なおかつそんなに予算もかからないと。例えば家庭的保育事業、例えば育児ママとかいうふうな制度というの、海田町にはないんですけども広島市にはあると。でも、予算的には本当にそんなにかかるものではないんです。それとかシルバーパスというんですか、高齢者の医療機関の助成、こういうふうなのがやろうと思えばすぐにでもできるんです。それもやらないと。片や、広島市の東部の拠点都市となるんだと。

それは、確かに連続立交で大きなものができて、公園もできて、総合公園や何かも整備されると。それは箱物を見たら物すごく、確かに拠点になっておるかもしれんですけども、この乳幼児の医療費無料化制度というんですか、そういうふうな一般住民の方に対して直接な問題があると。海田町に住んでよかったという問題は、府中や何かもこのたび入院は6歳までにしますし熊野もすると、どんどんどんどん、ちょっと言葉は変なんですけども追い抜かれていくというのか、何か中心拠点、海田町に住んでよかったというふうにはならないと思うんです。ただ、大きな箱物をつくる。それで、中心拠点だと、そういうふうにはしか思えないんです。こういうふうなところというのか、やはり住民の目線に立ったような行政、そういうふうなのはどういうふうにされるのか、そこ

ら辺のところをお伺いいたします。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）初めにおっしゃったように、現在、合併について1年延ばせというようないろんな運動が出てきておることも承知はいたしております。おりますけれども、私自身は議員の皆さんに申し上げたように、また町民の皆様にも説明会等で申し上げたように、16年4月1日をもって合併をしたいということで現在考え、進んでおるわけでございます。その運動の結果がどういうふうになるのか私も予測はつきませんけれども、運動自体があることは承知をいたしております。

それから、今の乳児医療の制度につきましても、ご説明申し上げましたように、海田町は163のこういう福祉制度がございますけれども、広島市は403事業が制度化されております。その中には海田町が既にやっておる制度も入っておるわけですが、いずれにしても240ばかりの制度がたくさんにあるわけで、メニューがあるわけでございます。そういう中で、今こうして合併を進める中で、岡田議員もおっしゃったように、今言われた制度も広島市の方も制度があるというような中で、今すぐにそれを海田町にも制度化していこうと、そういうことになると、その他のものもたくさんあるわけでございまして、これだけの問題ではないと思いますけれども、我々としてはそういうこともありますので、岡田議員ご質問に対して、今、では来年度そういう制度をつくってまいりますというご答弁にならんわけでございます。いろいろと相当なメニューがありますので、1つずつ言えば相当なものを新たに制度化していかならんと、こういうことでございますので、いましばらくこのままで進めさせていただきたいと、こういうふうに思っております。

○議長（河野）岡田君。

○1番（岡田）何か今の答弁を聞いておったら、広島市と合併をするから、今までもそうなんですけれども、何か町の行政を放棄したというのか、広島市は政令市ですから県の事業もやるんです、それは当然そういうふうな施策が多いのは当たり前なんです。それでは今まで海田町は何をそういうふうな、そんなにお金のかかること以外、ちょっとの予算措置でできることなんですよ、なぜやってこなかったのかと。例えば、しつこいようなんですけれども、乳幼児の医療費です。そんなにお金がかかるわけではないと。なぜやってこなかった。例えば、今年、インフルエンザが物すごくやりました。そういうようなときに、何回も、小さいお子さんを持っておられるような方はやっぱり大変だ

と思うんです。そういうようなときに、例えば海田町が無料だと、そういうふうになったら、ほかの市町村から見ても海田町はすぐれた制度があると。それでは海田町で住んでみようかというふうな方もずっとおられると思うんです。それが、やはり町の活気というんですか、そういうふうになってくると思うんですけども、何かああいうふうな、今度海田町だけではないんですけど、介護保険や何かでも保険料が値上げになると、そういうふうなものでも何かこうそういうふうな福祉に対してお金は使わないけれども、ああいうふうな箱物というんですか、そういうようなものにはお金をどんどんつぎ込むというのか、そういうふうなところには積極的に熱心になると。まさに、国の政府予算の立て方というのか、それに沿ったような感じだと思うんです。

やはり、それではなぜそういうふうなのが、加藤町長19年間と、ずっと町のトップとして行政をあずかっておられるんですけど、なぜそういうふうなところに目が行かなかったのか。やはりそんなに難しい問題ではないと思うんです。だから、やはりそういうふうなところに目を向けて行ってほしいと思うんです。

それとか、これは沖美町の問題なんかでも、それは加藤町長、問題ではないと、それは平和問題は大して、ちょっと離れておるからというふうな感じで、抗議も何もしなかったというふうに言われておるんですけども、やはり広島市と合併をすると。広島市の秋葉市長なんかもすぐ抗議文を出しておられるんです。やはり私たちとしても何らかの行動というのか、それは文書で出したら済むわけですから、そういうふうなことをしてほしかったんですけども。

それと、暮らしと景気の問題なんですけども、やはり今物すごく働きたくてもなかなか若い人でも仕事がないわけですから、まして高齢者の方というのか、もう働きたくても仕事がないというふうな人はかなりおられると思うんです。社会的にも不況で大変物すごく皆さん、困っておられると思うんです。それは、加藤町長、かなりご存じだと思うんです。やはりそういうふうな人に対して、町として何かこういうふうな窓口の設置とか、そういうふうなのをするというのか、そういうふうな支援というのか、そういうふうなのをしてほしいんですけども。広島市はいろいろと不十分ですけども何か施策があると思うんですけども。やはり何かこうすべて合併をするから、今の段階ではもうしても予算のむだ遣いというのか、しても仕方がないから、もう1年我慢したら何とかかなるという、そういうふうに見えるんですけども。それは、合併するかどうかというふうなもの、決議もまだ出ていないわけですから。ましてや、それはどういうふうな状況に

なるかというのはわからないわけですから。やはり最後まで海田町のためというふうな信念を持って、そういうふうな行政に当たってほしいんですけども。

だから、もう一度お伺いしますが、なぜ乳幼児の医療費が無料にできないのか。これ、具体的にお伺いしますが、ただ広島と合併をするから、そういうふうになったらこういう制度もなかなかできないと、そういうふうに言われるのかどうかというのを。

それと、今の広島市とのいろんなお金のかからない制度というんですか、こういうのを見ても何項目かあると思うんです。そういうふうな制度を全く本当にやる気がないのか。やる気がないというのか、しないと言われたんですけども、これを、いろいろな海田町になくて広島市にある制度で、お金、予算のかからない制度というのは幾らかあるんです、見たら。そういうふうなものを今しないと言われたんですけども、新しい制度は、そういうふうなのをなぜしないのか。そういうところをちょっともう1回、お伺いします。

○議長（河野）暫時休憩します。再開は13時。

~~~~~○~~~~~

午前 11 時 58 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）休憩前に引続き本会議を再開いたします。一般質問を続行します。その前に、水道の件で発言の申し出がありましたので、これを許します。助役。

○助役（松岡）水道料の話でございまして、先ほど町長の方が中国新聞、撤回するという発言をされた件でございすけれども、一応中国新聞社と町の担当者の、中国新聞に対する取材に応じたときのお話を聞きましたけれども、やはり値上げをしなければいけない時期が来るだろうというお話をしたのが、要は引き上げる方針というようにとらえられて報道されたということで、なかなか町の執行部の方の説明の仕方も悪かったんだろうと。こちらの方にも、こちらの方といいますか、執行部の方にも説明不足という誤りがあるということがございまして、撤回するというお話をさせていただいたわけでございます。ただ、この水道料の、要は町民にいかに知らせるかというのが残ってまいります。これにつきましては、再度中国新聞と協議いたしますとともに、また町の広報紙等使いながら、町民の誤解を解いていくようにいたしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（河野）一般質問を続行いたします。岡田君の質問に対する答弁からです。福祉保健部長。

○福祉保健部長（富田）それでは、岡田議員の方の乳児医療を主体とした福祉保健、それから合併との関係等についてのご質問にご答弁を申し上げたいと思います。

まず、乳児医療の件でございますけれども、拡充しないのが合併を理由に拡充をしないのかと、それはどうなのかというふうなご趣旨のご質問であったかと思うんですが、これまでもずっとご質問をいただきながら、その大きな理由の中に、いわゆる今乳幼児医療で公費負担をしているものの上に、さらに財政的な見地から非常に苦慮する面があるというふうなご趣旨でご答弁を申し上げてまいりました。

合併するからこれをしないということではなくて、今でも乳児医療の現在の事業展開の中で、公費負担が約5,000万でございます。その中で、県費助成がありますから、約半分が町の持ち出しで2,500万程度というふうなことでございます。これをさらにご提案のようなご趣旨で就学前までというふうな拡充を行いますと、さらにこれが公費負担として想定しておりますのが、公費負担が2,700万ぐらい増えるだろうと。この場合には県費補助、助成がございませんから、すべてが町負担の2,700万ぐらい増えるというふうなことで、それがさらにこういうソフト事業の場合は、恒常的な義務的経費としてなります。そういうふうなことで、ご提案の趣旨は理解をしながらも、なかなかそこに踏み込めないというふうな事情でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、施設を優先してソフト事業を後回しにするのかというふうなご趣旨だったと思うんですが、これはもう重々ご承知かと思うんですが、福祉保健事業を展開いたしますには、いずれにしても施設福祉、それから在宅福祉、ソフト事業を展開する在宅福祉というふうな2つの方向の中で、それぞれが補完をしながらその総合力として福祉力なり保健力を高めていくということでございますので、どちらが優先してどちらがということではございません。当然、施設もその展開のためには必要な事業だというふうなことでご理解をいただいております。

それから、たくさん広島市との比較の中でもすぐ取り込める事業があるではないかと、こういうふうなご趣旨のご質問だったと思うんですが、ご承知のとおり、一事業を展開いたすためには、当然その財源的な問題、補助、起債もとる必要がありますし、またもう一つはマンパワー、要するに人的な確保、担い手の確保がどうかというふうなことで、その補助、起債を確保するための検討も要りますし、マンパワーをどうして

いくのかというふうなことで、いろいろな準備態勢も要ります。ですから、今比較をして、ぽっとここにあるから、すぐそれを事業展開というふうなことにはなかなかいきにくいということもご理解を賜りたいと思います。

それから、すべての保険福祉事業を、合併を1つの理由としてストップをさせてよいのかと、こういうふうなご趣旨のご質問だったと思うんです。現在でも保健福祉にかかわっては、相当広範、多岐な事業を進行形で展開をしているわけでございます。こういう状況の中で、同時に合併問題がこういうふうな期に迫っているということで、全事業のすり合わせ等も同時に進行をしております。このような中でも、施政方針でお示しをしておりますように、今やっぱり事業展開を対応しておくべき必要があるのかということについては、盛りだくさんではないかもわかりませんが、取り込める事業はやっぱり展開をしていくということで目指しておるわけでございますので、決してすべてを合併理由にストップをしているというふうなわけではございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、景気と暮らしの問題でございますけれども、先ほど町長の方が最初、ご答弁申し上げましたように、生活相談でございますので、要はいわゆる憲法に保障された最低生活としての権利、これを一番柱として受けて、基本的な制度として法で定められたのが生活保護法だというふうに理解をしております。その中にも、ご指摘のあったような、大きくは生活保護制度の中に住宅、医療、生活扶助、教育扶助というふうに分かれておりますけれども、特にそれぞれのご相談を受けて、それぞれの生活事情、実態に応じて、住居のためにこれは助成が必要な場合であれば住宅扶助としての生活保護制度、それから義務教育を受けさせなければいけない子どもがあれば、それは教育扶助としての制度というふうなことで、こういうふうなことを基本にまず、この制度を基本的な活用として展開を図っていく、その相談事業をきめ細かくやっていくということが基本的なスタンスではないかというふうに理解をしております。

○議長（河野）岡田君。

○1番（岡田）ちょっともう1回、合併問題のことなんですけども、今までいろいろ広報とか、昭和45年からいろいろ合併書や何かをずっと住民の方に配布されたと言われて、そしてインターネットとかいろんな意見箱みたいなので皆さんの意見は寄せられておることなんですけど、今一体インターネットとかのいろんな、公民館とか置かれておる意見箱、そういうふうなのでどれぐらいの合併に対する意見が来ておるか、ちょっ

と件数をお願いをいたします。

それと、やはり今の福祉保健部長が言われましたけども、やはり町長がずっと口癖のように言っておられます東部の拠点というふうなのであれば、やはりこういうふうな、今ほかの施策でもいろいろやっておると、財政的にも苦しいと言われましたけれども、やはりその間、近隣の市町村でもどんどん乳幼児の入院給付に限ってでも、6歳児まで、府中とか熊野はやっておるんです。やはりそういうふうなのが今流れなんです。やはり先ほど金額的にもそんなにかからないというふうに聞いたんですけども、やはり努力が足りない。それに引きかえ廿日市市とか、斎木議員もよく言われるんですけども、広島は西部の方が西高東低、そういうふうな傾向にあると。やはりこういうふうなものの事実を見れば、私もそうだと思うんです。やはり活性化というのか、そういうふうな町にしようと思ったらいろんな施策、そういうふうなのが必要だと思うんですけども、その辺のところの町長のお考えというんですか、そういうふうなのをお願いをいたします。以上です。

○議長（河野）広域行政推進課長。

○広域行政推進課長（木原）合併に対する意見とかインターネットあたりの件数でございますけども、ちょっと意見箱の集計、何件かというのは現在手持ちにございませんで申し訳ないですが、後、また調べてお知らせしたいと思います。

また、昨日、ホームページの方のリンクといいますか、件数がわからないかということで、急遽調べさせまして、件数を表示ができるようにはさせていただいたんですが、その時点で2,900件のアクセスがあったということです。それから、その中の意見の書き込み自体は現在のところ14件あるということでございます。

○議長（河野）福祉保健部長。

○福祉保健部長（富田）これは、今までもご答弁を申し上げておりますが、今財政的な見地に限ってご説明を申し上げていました。これまで県制度に準じて実施をしてまいりました。確かに、ご指摘のように、県下では入通院まで、就学前まで広げているところもありますけれども、約4割に近いような市町村が県制度より拡充している、こういう動きにあることは、前回のご質問でも確かにそのような動きにありますというふうなご答弁申し上げております。ただ、まだ県下で6割の自治体が県制度に準じて行っておるわけでございますから、その一部拡充というよりも、今の基本的な方針としては、県制度に準じた形で実施をしていきたいということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（河野）岡田君。

○1番（岡田）町長の答弁をお願いしたかったんですけども、特に東部の拠点と言われるんだったら、やはりこういうふうな制度というか、ああいうハード面ではなくて、こういうふうな制度や何かの方もすぐれておるという制度を見せてほしかったんですけども、その辺のところを、県の制度に準じて、準じてと言うとる間に、現に熊野とか府中はどんどん進んでいるわけなんです。それに対して、東部の拠点、拠点と言いながら、実際には、拠点にはなり得ないんじゃないかというふうに思っているんです。そのところの町長の見解、それをお願いします。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）今の乳児医療制度等については、これは福祉民生部長の方から答弁したようなことでございますけれども、やはり活性化とあるいは東部の中心ということで考えていくなれば、それは1つの乳児医療制度などの先取りということも、これはあろうかと思っておりますけれども、やはりそういう東部の中心としての活性化というのは、ただハード面、あるいはソフト面、いろいろなことがあろうかと思っております。

岡田議員の言われるのは、ソフト面のことをおっしゃっておるわけでございますけれども、やはり今度こうして任意協などで総合基本計画等の実施を早めていくと、こういうようなことも当然東部の活性化につながると、こういうふうな考え方でございますし、また、今のソフト面につきましてもいろいろと施策は考えていかねばなりませんけれども、ただいま民生部長の方から申し上げたように、やはり現在海田町も県の制度に則ってやっておるわけですから、例を挙げて熊野とか廿日市とかおっしゃるわけでございますが、やはりその手法についてはそれぞれの自治体でまた考え方、行政の進め方、こういうものがあるわけございまして、そういう中で、この乳児医療の面につきましては、ただいま答弁したとおりで、その他について、常にやはり東部の中心、活性化ということについてはいろんな手法を考え、実施していくべきであると、このようには考えておりますけれども、ソフトにつきましてはただいま申し上げたとおりでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（河野）2番、西田君。

○2番（西田）2番、西田です。先ほど、昼の休憩時間にテレビの報道があったんですが、広島県のNPO法人の登録件数が、何日かわかりませんが、今現在146団体で、増加傾向にあるというニュースが流れておりました。今回、このNPO活動とその支援策について

てお尋ねいたします。

「わがまちづくり支援事業」について、前12月議会で質問したところであります。今回は、これに関係の深いNPO活動とその支援策に絞って質問いたします。

近年、地方分権が進む中、地方のことは地域で、みずからの力でと言われてきています。一方、高齢化社会が進み、長く続く景気の低迷、多様化する住民ニーズと限られた財源の中では、行政が提供できる公共サービスにも限界があることは否めません。そこで、自主、自立をもとにしたボランティアの活動団体である非営利団体と言われるNPOの活動が重要になってきています。さらに、1998年3月にボランティア活動をはじめとする住民が行う自由な社会貢献活動が健全に発展しやすくするためのNPO法、特定非営利活動促進法が制定され、NPO法人と行政がパートナーシップの立場に立って、協働を実践されてきています。これらの活動は、福祉の増進、文化、芸術、スポーツの振興、まちづくり、国際協力、災害援助、人権擁護など、幅広い分野で日本社会の至るところに見られるようになってきています。このような背景と必要性の中、本町のNPO活動の現状についてお尋ねいたします。

1つ目の質問としまして、NPO、ボランティア団体の必要性をどのように考えられていますか。2つ目、NPOにどのような団体があり、その活動支援はどのようになっていますか。3つ目、NPOの具体的な施策体系はどのようになっていますか。4つ目、NPOとの協力関係はどこまで進んでいますか。5つ目、NPOの立ち上げに当たり、問題があるとすれば何ですか。

次に、本町のNPOに関する将来的な課題、並びに具体的な提案についてお尋ねいたします。6つ目、NPOにとって安定的、継続的な活動に不可欠な活動拠点の確保は、組織、事業規模が拡大するにつれて事業費も増大することから、活動の高度化を図る上で非常に重要であります。今後、活動拠点提供などをどのように考えていますか。具体的には、拠点施設、部屋や備品の貸し出し、印刷サービスなどについてお尋ねします。

7つ目、NPOが立ち上げに際し、財政面はもとより、活動の継続性を維持するためのノウハウが必要であり、行政が積極的に運営面に関する支援を行うべきと考えますが、いかがなものかお尋ねいたします。8つ目、行政サイドからのNPOにかかわる情報提供をどのように考えていますか。9つ目、NPOの法人化やボランティア指導者の養成をどのように考えていますか。最後に10といたしまして、NPO活動奨励賞を設け、助成金を考えてみてはどうか、お尋ねいたします。以上、よろしくお願いします。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）西田議員ご質問のNPO活動とその支援策についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目のNPOの必要性についてでございますが、ご承知のとおり、NPOは営利を求めず、その活動は多種にわたっており、社会的課題を解決することを目的としたものであり、その必要性は十分認識をいたしております。

2点目の、どのような団体があるのか、またその活動支援についてのご質問でございますが、海田町ボランティアセンターに登録された団体として、子育て支援を行うプラタナスなど、11の福祉団体が自主的運営をされております。ほかに海田町文化振興会や国際交流協会などが活動されておりますが、これらに対しては、活動支援として各種の補助金や人的、物的支援等を行っております。

3点目の、NPOの具体的な施策体系についてお答えします。海田町社会福祉協議会では、海田町ボランティアセンターを設置されており、その中で活動されております。

また、行政においては、それぞれの関係部署で対応しているところでございます。

4点目の、NPOとの協力関係の進みぐあいについてお答えいたします。各ボランティア団体に対しては、先ほど申し上げましたように、社会福祉協議会をはじめ、それぞれの関係部署が補助金や人的、物的な支援及び指導、助言をいたしております。

5点目の、NPOの立ち上げの問題についてでございますが、団体が活動していく上で、会員相互の意思疎通が重要であり、また統率力を持ったリーダーの育成が必要と考えております。

6点目の活動拠点についてお答えいたします。活動拠点の確保は重要なことと認識しております。今後必要な時期が来ると思いますので、具体的な要望があった時点でご相談に応じたいと考えております。

7点目の行政の支援についてお答えします。NPOはそれぞれの目的に基づいた自主、自立の団体であり、これらの活動に対しては自主性を尊重し、側面から支援するための施策を展開すべきだと考えております。

8点目の情報提供についてお答えいたします。NPOが活動しやすい環境を醸成させるため、情報収集に努め、ボランティアセンター等を通じて情報提供してまいりたいと考えております。

9点目の、NPOの法人化やボランティア指導者の養成についてお答えいたします。

まず、NPOの法人化については、それぞれの団体の自主性によるものと考えており、必要に応じて相談に乗ってまいりたいと考えております。また、ボランティア指導者の養成については、広島県生涯学習センターをはじめ、人材バンク等がありますので、関係部署を通じて対応してまいります。

10点目の、NPOの助成についてお答えいたします。ご提案の活動奨励賞等の助成金を設けることは、ボランティア活動を行う上で励みにはなるとは思いますが、NPOの基本理念の自主、自立にそぐわないものと考えております。以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（河野）西田君。

○2番（西田）再質問させていただきます。施政方針の中には、NPOにかかわる項目がかなり入ってきております。個人別、または団体がいろんな形でかかわってくる項目があると思います。ちょっと調べてみたので、ページ数でちょっと説明させていただきます。施政方針の8ページのところにあります「生涯学習の成果を生かすための環境づくりにも努力してまいります」、こういったものに関しても、個人、もしくは団体のボランティアがかかわっている現状はあると思いますので、それらも含めて進めていただきたい気持ちがありますので、以下、項目を述べさせていただきます。

下から4行目の「子どもや親子での体験活動事業を充実させていきます」、それから11ページ目の中段の方にはありますが、「家庭や地域の教育力の向上、心に響く道德教育の充実、奉仕、体験活動、読書活動の推進に取り組んでまいります」、これらに関してもボランティアが必要になってくるとは思います。それから13ページのところにあります、下から2行目のところになります。「学校や家庭、地域社会など連携しながら、地域ぐるみで健全な社会環境づくりを推進してまいります」、それから14ページのところに行きまして、上から3行目の「社会体験の機会を通して、社会的なルールを学ぶ施設としての役割を担った事業を展開してまいります」、それから同じく下から5行目、子ども会活動等のあいさつ運動も当たるとは思います。それから15ページに行きまして、上から2行目の「歴史的資源の発見、存続」これこれとあります。それから16ページに行きまして、下から3行目のところ、フェスタひまわり、これも多くのボランティアがかかわっておられます。それから17ページのところへ行きまして、下から3行目のシルバー人材センター等、これらに含めていろんな形でかかわってこられていると思います。

それから18ページのところへ行きまして、下から5行目、子育て支援センター、それ

から19ページのところへ行きまして、中ほどの「町民の健康づくりに対する意識の高揚を図ってまいります」、それから20ページのところへ行きまして、下から2行目、これは先ほどありましたように社会福祉協議会との連携、それから21ページのところへ行きまして、下から4行目、「障害者に必要な情報提供を行うなど、利用者本位のきめの細かい対応に配慮してまいります」、それから22ページのところへ行きまして、最後の行です、「ボランティア講座等に住民の啓発活動を行ってまいります」、それから23ページ、災害に強いまちづくり、災害時も当然ボランティアが必要になってくると思います。

それから24ページ、下から2行目のところ、「行政、警察、住民、地域団体が連携して、暴力の追放や社会環境の浄化に取り組んでまいります」、それから25ページのところへ行きまして、下から2行目、「公園施設の充実や利用者の利便性の向上に努めてまいります」、それから28ページのところへ行きまして、「地域組織と連携を図り、ごみの減量化や循環型社会の形成に取り組んでまいります」というふうに、この施政方針の多くの分野に個人としてのボランティア、もしくは団体、まだ法人はできていませんが、そういったものがかわりを持ってきている現状がありますので、特に町の中の事業費の中でもやはりちょっと調べさせていただいたのが、一人一人が輝くまちづくりの中に9項目ほどありますが、生涯学習の推進とか学校教育の充実、それから明るく元気な青少年の育成とか地域文化の継承と創造、スポーツ、レクリエーション活動の振興、国際交流の推進、交流と連携による豊かな地域社会の形成、人権教育啓発の推進と、そのほか健康で安心して暮らせるまちづくりとか、安全で快適な潤いのあるまちづくりとか、環境に優しいまちづくりとか、このような形でいろんな基本的な方針を出されております。具体的な施策の中にも、かなりの形で協力を願っているところがあると思います。

先ほど岡田議員の方からもありましたが、やはりソフト面の充実を図っていく時代ではないかという、ハードは要らないという意味ではないんです。ハードは要らないのではなくて、ハード事業も当然必要ですが、ソフト事業をより一層支援を強化していかないといけない時代に入ってきているのではないかということで、今施政方針と実際の町が実施されている事業等を紹介させていただきました。

そのほかに、先ほどは海田町のボランティアグループが11団体あるという現状は聞かせていただきましたが、広島市の安芸地区ボランティアグループサークルは36団体あります。海田町から1団体ほど含まれていますが、そういった実際やられているのは地区社協が中心で進められておるんですが、そういったところもいろんな資料を見させてい

たかしますと、体系がすごく整備されておまして、そのボランティアバンクに対してどのように実施しているのかというのは、連携はどのようにしているのか、相談はどのような形で進めておるか、そういった体系もかなり整備されてきております。そこらも、やはり海田町は見ていただいて、どんどんと進めていただきたい。

それから1例なんです、船越地区の社福協の協議会、目的の中にはボランティア活動の推進が大きな目的に入ってきておりますし、予算も800万というものが支出されております。そのほかに、呉市なども一応調査させていただきましたが、呉市などにもやはりボランティアの支援センターが設けられているようです。

それからもう一つ、広島市が、先ほど質問いたしました6のところの施設の拠点づくりのところなんです、市民活動拠点提供事業というのをやはり実施されておまして、いろんな拠点をつくられております。例えば、広島市まちづくり市民交流プラザ事業というのがありまして、その中にもいろんな形のボランティアがあります。

それから質問の8番目のところ、情報の提供などというところなんです、社会福祉協議会だけではなくて、やはり海田町もいろんな意味でそういった情報を提供していく必要があると思います。これ、広島の場合なんです、「ひろしま情報a-ネット」というのがありまして、こういったパンフレット等もつくられて、ホームページでいろんなイベント施設とかボランティア活動とかまちづくりボランティアNPOとか、こういった項目が実際に張りつけてあります。

特に、今から財政が悪くなってきている中で、住民の参加または協力を願うことは必ず必要になってくる時代だと思います。特に、執行部のスタッフの問題等も、何か随分削減傾向にあるというようなことから考えたときに、やはりそういった意味の支援も必ず住民参加型の方向に持っていけないといけないということと、もう一つは、やはり住民の方の啓蒙活動、それは実践を通しての啓蒙活動というのが必ず必要になってくると思いますので、こういった方向、どんどんと支援していただきたいということなんです。

それで、それらの今一応話させていただきましたが、その内容をもう一度考えてみていただいて、6番目から10番目のところの質問を再度したいと思います。特に10番目のところなんです、励みになると、自主、自立を尊重して、こういうものはしないというような回答みたいなんです、逆に奨励金などを出して、民間などは結構奨励金を出しながらそういったごみの問題とかいろんなものをやってきております。こういうものはやっぱり励みということから考えたときに、やはり必要ではないかと。選ぶのは非常

に難しいかと思いますが、こういったものを設けて、奨励賞などを設けて、やはりボランティア活動の励みになるような方向、それから将来に向けて必ず必要になってくるようなことですから、ぜひ検討していただきたいと思いますので、6番から10番に関して、具体的にもしあれば各部署ごとに説明を願いたいと思います。

○議長（河野）地域振興課長。

○地域振興課長（植野）ただいまの西田議員の再質問でございますが、多岐にわたっておりまして、こちらの方でもう一度整理をさせていただきたいのですが、ボランティア活動には、その指導者の養成というのが非常に重要になってまいっていると思います。これは、人材バンクをはじめ、県の生涯学習センター、また先ほども言われました広島市の市民交流プラザ等でそういうボランティアの指導者の養成等を行っておりまして、先日もこちらの方へ確認をとりますと、広島市民以外の方でもその養成には受け入れるというふうなご返答をいただいております。こういういろいろある機会を活用して、ボランティアの指導者等の養成も図っていきながら、これからのNPO活動について考えさせていただきたいと思います。

○議長（河野）総務部長。

○総務部長（上條）NPO団体に奨励金等を出していただければというような話でございますが、NPOは自主、自発的な活動を行っております団体でございまして、行政が運営費を助成、補助することで、自主性を失うことにもなり、行政の下請化にもつながってまいりますので、このような官製化されたNPOになる恐れがあると考えております。運営費を補助、助成していくことは、行政の方で自発的に行うべきでないと考えておりますが、活動を側面から支援してまいりたいと考えております。

○議長（河野）西田君。

○2番（西田）ほかのところはないんですか。ほかの部署はないんですか。例えば教育委員会などはボランティアを活用させてという。ちょっと特定非営利活動促進法の中に、特定非営利団体等とはと、こういうのでありまして、「保健、医療、福祉の増進、社会教育の推進、まちづくりの推進、文化、芸能、スポーツの振興、環境の保全、災害救援活動、地域安全活動、人権擁護平和の推進、国際協力の活動を図る団体を言います」とこういうふうになっております。各部署にいろんな形でボランティアにかかわってきておられます。そこらに関してもう少し具体的に聞きたいと思いますので、もしそういったところにあれば説明をお願いします。

○議長（河野）教育部長。

○教育部長（山本）教育にかかわるボランティア団体もたくさんあるかと思います。ただ、行政が施策を実施していく場合に、最初からボランティアの援助を期待した行政施策ということの考え方ではなくて、あくまで行政が主体で、責任を持って行政を進めてまいります。そうした中で、ある事業を進めていく中で、ボランティアの方と連携をすればより行政効果が上がっていくというものもあるかと思います。そうした場合は、ボランティアと連携をして事業と一緒に進めるということもあるかと思うんです。ただ、ボランティア団体もあくまで自主的な団体でございますので、行政としましては、バックアップは当然していく使命もあるかと思いますが、その活動については自主的な活動を尊重していくべきであろうというふうに考えております。

○議長（河野）福祉保健部長。

○福祉保健部長（富田）私どもの方も、特に福祉保健に関しましては、町社会福祉協議会の方にボランティアセンターがございます。その中でも特に、社会福祉協議会のボランティアセンターの中で、各障害者の施策にかかわってボランティアができていて、あるいは高齢者の支援のためのボランティアグループというふうなことで7つのボランティアセンターがございます。これは、社会福祉協議会の中で、相当な経験と年数、それから活動実績を備えながら、あるいはセンター機能として既に社協の中で活動しております。

また、そのほかに、ちょっと一部ご指摘がありましたかも知れませんが、子育て支援に関してというふうな支援グループもございます。先ほどの保健センターの方も精神障害者に関してそういうグループ、あるいは講座を設けてということで、これは特に一般の住民の方々にもそういう講座を受けていただいて、精神障害者の理解を深めていただくというふうなことで、こういうふうなところからまた新たなグループができると、そういう支援のチャンスがあれば支援をしていくということで、全般的には確かに社協の方のボランティアセンターというものがございますので、そこで特に支援活動、あるいは社会福祉協議会の支援を、我々の方も町として当然に、運営費補助金を相当の額の運営費補助をしておるわけでございますから、そういう支援を行っているというふうな状況でございます。

○議長（河野）企画課長。

○企画課長（永海）国際交流事業につきましては、国際交流協会というものを設立をされ

ており、その事業に対して町の方も活動費、あるいは事務所の一部としてひまわりプラザをお使いいただいておりますというふうなことで、国際交流協会に対しましては支援をいたしてきております。

○議長（河野）都市整備課長。

○都市整備課長（朝倉）そのほか総合公園の除草等についてですけれども、ボランティア活動いただいている方々に対して、バスの運行の支援を行っております。

○議長（河野）西田君。

○2番（西田）まだ多分多くあると思うんですが、ボランティア活動、活動といっても実際にはすぐ自立はできません。今聞く範囲の中でも多くの支援を受けているわけです、行政としても。すぐ自立はできない、またいろんな形で支援を求めてくるボランティア、当然あると思います。そういったある一定期間の育てる期間というののも必要だと思いますし、いろんな意味の助成、補助というののも必ず必要になってくると思いますので、そういった育てる方向のものをぜひとも海田町、進めていただきたいと思います。

それらを含めて、最後にまとめて質問しますが、ハード事業はいろんな形で進んでおります。今回の合併の建設計画等も入ってきておりますが、それはやはり使ってからの意味あるもので、やはりソフト事業をもっともっと今から今後強化していかないといけないと思いますので、そこらの点、町長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）西田議員仰せのとおり、やはりいきなりボランティア団体だからと、自主、自立ということには難しい面があるかと思います。そういうことに関しましては、また個々に我々の方に相談をいただいて、可能な範囲のご支援を申し上げていくということになるかと思います。いきなり「あんた方よ」というわけにもいかんものもあると思いますので、そういうふうにご相談いただいたりしながら対応してまいりたいと、こういうふうと考えております。

○議長（河野）3番、渡辺君。

○3番（渡辺）3番、渡辺善隆です。2点について質問いたします。

1、駅前自転車等駐車場について。海田市駅自転車等駐車場を海田町が運営して1年になります。次の点についてお尋ねします。

①利潤が上がるようなら駐車料金の検討をすると説明がありましたが、1年間の利用状況と料金変更の見通しはどうでしょうか。②シルバー人材センターに委託している窓

口業務時間は、現在午後10時までとなっています。これを午後8時ぐらいまでに短縮してはとの要望がありますが、短縮するお考えはないでしょうか。

2、エバーグリーンホームへのアクセスについて。エバーグリーンホーム設立に伴い、アクセス道路の整備を計画されていましたが、いまだ進展していません。現在では、障害者施設もでき、利用者も増加しております。しかし、道幅が狭いため危険であり、利用者に大変不便をかけています。アクセス道路の拡幅整備の進捗状況はどのようになっているのでしょうか。以上です。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）渡辺議員ご質問にお答えいたします。

駅前自転車等駐車場についてのご質問にお答えしますが、まず、1点目の、この1年間の利用状況と料金変更の見通しについてでございますが、1年間の料金収入の見込額は3400万円と予想しております。また、今年度の駐車場の経営に伴う経費としましては、シルバーへの委託料や借地料、さらにさくの工事などを含め約3300万円となる見込みで、大幅な利潤が生じたという状況ではございません。また、平成15年度予算においても、舗装工事や監視カメラの設置など、投資的経費を計上させていただいており、このような状況からも現状の料金を維持したいと考えております。

次に、2点目、窓口業務の終了時間でございますが、確かに午後8時以降の利用者も少ない状況です。しかしながら、盗難防止のため、駅北口施錠時間を午後10時で利用者に周知されていることや、駅前の防犯対策上も寄与していることなどを総合的に考え、現状の時間を維持したいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

続きまして、エバーグリーンへのアクセスについてのご質問にお答えいたします。

エバーグリーンへのアクセス道路の進展でございますが、以前より、現道の拡幅を進めるべく、粘り強く交渉を重ねてまいりましたが、地権者の都合により断念せざるを得ない状況であると判断しているところでございます。このため、来年度、別ルートでの設計を計画しており、このルート設計に基づき、用地交渉を進めたいと考えております。以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（河野）渡辺君。

○3番（渡辺）再質問をいたします。まず、料金変更の見通しについてですが、現在合併問題が論議されていますが、広島市の登録利用料金は自転車1カ月1,000円に定まっています。しかし、海田町の場合は1カ月700円、3カ月2,100円、6カ月3,500円、12カ月6,500

円と割引があるため、広島市の方が割高になります。また、広島市の中にも無料の駐輪場もあり、約1万7,000台が無料で利用されています。安芸区の中でも中野駅、中野東駅、矢野駅で無料になっていますので、合併協議の中で無料にしてはと思いますが、そのお考えはありませんか。

次に、窓口業務の短縮ですが、先ほど説明がありましたように、防犯対策といいますか、そういうことで10時までということだったんですが、やはりシルバー人材センターの人からも業務時間を短縮の要望を聞いております。それによって、また短縮することによって、委託料金の低減にもなると思って提案させていただいたんですが、これはもう10時で変更はできない、10時をずっと継続していくというお考えでしょうか、その辺をもう一度説明をお願いします。

エバーグリーンホームについてのアクセスです。これについては、いろいろ苦勞をかけられて、取り組んでおられると今町長の方から説明がありました。やはりなかなか困難かもしれませんが、このアクセス道路の整備をしていく責務が海田町長にもあるのではないかと思いますので、その辺をよろしくお願いしておきます。以上です。

○議長（河野） 監理課長。

○監理課長（因幡） 駐輪場の件でございます。無料にできないかということのご提案ですが、広島市ともいろいろ駐輪場の問題で協議もする中で、あそこは町といたしましても管理が必要であるという認識は持っております。管理が必要であれば当然委託料も必要になってまいりますので、当然これは有料はやむを得ないと。また、現行の料金も先ほど町長答弁にありましたような状況でございますので、現状の料金を維持したいというふうに考えております。

それから、時間の問題でございますが、北口については10時で施錠しているところもあります。今年度、駐輪のさくを設けまして、盗難防止のためにも一部をあける以外は10時で施錠をしたいということで、今検討をしております。そういう作業もありますことから、現行の10時を維持したいということでご理解いただきたいと思います。

○議長（河野） 19番、加藤君。

○19番（加藤） 19番、加藤です。1件お伺いします。消防団員の定数の削減についてでございます。

現在、町の消防団は、定員数が125名をもって編成されるようになっているんですが、組織としては本部があり、分団、これが3分団あるんです、その下に部が12あるんです。

が、大体 1 つの部に 7 人ぐらいが大体部の編成上普通ではないかと言われておるわけですが、7 掛け12ということは、計算すると84、これに分団長や副団長さんを考えても、125名という定数はちょっと多いんではないかという考えがあるわけです。また、過去においても125名の定数、もっと以前には140何名ぐらいもあった、どちらにしても定数に達したことはないわけなんです。現状なんか聞きますと、109名のようにございます。そういうことから考えても、もうはっきりと定数を削減して、ほかの費用に回せばいいんではないかなと。ほかの費用というのは、装備とか施設の整備に回した方がまたより安全度が増えてくるんじゃないかと思います。その点、定数の削減を考えられるご意志はないか、お伺いします。

○議長（河野）町長。

○町長（加藤）加藤議員の質問に答弁いたします。

消防団員の定数削減についての質問にお答えをいたしますが、現在の定数は、平成元年に消防団組織の再編成に伴い、消防庁の消防力の基準を参考にして定めたものでございます。装備につきましては、非常備消防整備計画を策定しておりますが、15年度以降の事業を前倒しして、14年度で実施したところでございます。今後とも安全で暮らしやすいまちづくりに努めてまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いします。

○議長（河野）加藤君。

○19番（加藤）平成元年かなんかの基準だというんですが、その基準そのものは、それでは、1つのポンプに対してどのぐらいの数字になっておるのかということをもっとお伺いいたします。

○議長（河野）地域振興課長。

○地域振興課長（植野）平成元年に現在の定員を定めた時点での計算は、その当時ポンプ車が2台ございまして、こちらの方に9名で18名、それと可搬ポンプ、12部ございまして、それに7名で12台の84名、それに各それぞれの部の部長12名、それとあと団長、副団長、各分団の分団長、副分団長、部付部長を合わせまして11名の計125名という数で定数を定めております。

○議長（河野）加藤君。

○19番（加藤）定数上では、それではそういうことでええんではないかということですが、現実には足りないということは、もう組織が大変弱体化しておるんじゃないかと思うんですが、逆に、それなら、募集をしっかりしてやるべきだと思うんですが、されておる

ように思うんですが、集まらんという現状を考えたら、やはり現状で何とか維持できているものなら減すべきだと思いますので、特にこの点をお伺いしたいんですが、何か聞くところによると、もし合併をしたときに、今までのしたところや今度はする海田町の定員が何かやはり90名か100名ぐらいでというような話を聞いておるんですが、その辺、どういうふうになっておるんですか。

○議長（河野）地域振興課長。

○地域振興課長（植野）市の消防局と協議の中では、海田町につきましては3分団、現在の分団数はそのまま維持しまして、あと広島市の方でポンプ車と可搬ポンプの定員で、現在話ができていますのは、海田町の中で計84名という定数になっております。現在の消防団員につきましては、現在の階級をそのまま引き継ぎ、人数が定数に達するまで、現在の団員は身分はそのまま保障するということでございます。

○議長（河野）加藤君。

○19番（加藤）今も聞きましたように84名とちゃんと、広島市ではそのくらいでいいよという感じでおる。その当時の編成の基準が125名だったかどうかは知りませんが、何かおかしいなという感じがするんですが、ここでどうのこうのいう、返事を即せいとは言いませんが、やはり考えてもらいたいということを申し上げて終わります。

○議長（河野）これにて一般質問を終結いたします。暫時休憩をいたします。なお、全員協議会を開催いたしますので、議員の皆さんは委員会室にお集まりください。再開は追って連絡をいたします。

~~~~~○~~~~~

午後2時06分 休憩

午後3時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

この際、皆さんに審議日程についての確認をしておきます。日程第2から日程第9に至る各案件については、新年度予算に関連する条例案、予算案でございます。各案件については日程順に執行部より説明を受け、議員全員による予算審査特別委員会に付託する予定でございますので、ご協力をお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第2、第13号議案海田町手数料条例の一部を改正する条例の制定につ

いてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）第13号議案海田町手数料条例の一部を改正する条例の制定について。住民基本台帳法の一部改正に伴い、住民基本台帳カードの交付等の事務にかかわる手数料の額を定めるものでございます。内容につきましては担当者から説明をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（河野）住民課長。

○住民課長（上村）それでは、第13号議案海田町手数料条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。資料14の海田町手数料条例一部改正の概要によりご説明申し上げます。

まず、目的であります。住民基本台帳法の一部改正に伴い、平成14年8月5日から住民基本台帳ネットワークシステムの構築による第1次サービスであります行政機関への申請、届け出を行う際の住民票の写しの添付等の省略化に続き、平成15年8月25日からは、第2次サービスとして、住民票の写しの広域交付や転入、転出の手続き等が簡素化されるものとなります。この第2次サービスの開始に伴い、住民票の写しの広域交付に係る手数料及び住民基本台帳カードの交付に係る手数料を規定するものであります。

次に、改正の概要でございますが、まず市町村の区域を越えた住民票の写しの特例交付手数料を規定するものであります。従来、住民票の写しの交付は、居住している市町村のみでの交付となっておりますが、このシステムにより、住民票の写しの特例として、全国の市町村で自分の住民票の交付が可能となる広域交付のための手数料を特例として措置するものであります。

次に、住民基本台帳カードの交付等に係る手数料についてでございます。この住民基本台帳カードは、セキュリティー上極めて安全なICカードを用いたもので、クレジットカードと同じ大きさの写真付と写真なしの2種類からなり、カードを希望される方が選択され、有料で交付するものであります。有効期間は10年間となっております。なお、このカードには住民票コード等を記録し、氏名、住所、生年月日、性別等の本人確認情報を全国での本人を確認する処理の際に利用するものとなります。また、交付を、カードの紛失等での再交付、もしくはカードの有効期間内に町内転居、氏名等の変更事項があった場合、裏面にある追記領域部分に記載するものとなっており、特に写真付のカードについては、こうした変更が重なったことで、追記領域の余白がなくなったときの交付の場合にかかる手数料についても合わせて規定を設けるものであります。

次に、条例の改正内容を具体的に申し上げますと、条例中、別表第1の22の項の次に22の2として、法第12条の2、第1項の規定に基づく市町村の区域を越えた住民票の写しの特例交付手数料として、現在住民票の写しの交付手数料と同額の300円とするものであります。

次に、22の3として、法第30条の44、第1項の規定に基づく住民基本台帳カードの交付、または同条第7項の規定に基づく再交付、もしくは有効期間内の交付に係る交付手数料については、国の考え方、カードの購入原価費分を地方交付税による措置がなされたこと、さらには町民の高負担感と受益等の諸事情を考慮し、申請について500円とするものであります。なお、申請に基づき、交付するカードの作成等については、国の指定情報処理機関であります情報処理センターへ諸経費、管理、制約性等の所要件を勘案し、委託の予定であります。

次に、施行期日として、この条例は平成15年8月25日からの施行であります。以上、簡単ですが、説明を終わります。

○議長（河野）以上で説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）日程第3、第14号議案海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）第14号議案海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。平成15年度から平成17年度における第1号被保険者介護保険料を、第2期介護保険事業計画に基づき改定するため条例を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（河野）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（青木）それでは、第14号議案海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。資料15の海田町介護保険条例新旧対照表でご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

介護保険制度は平成12年7月に始まりました。全国の各市町村は介護保険法を根拠といたしましてから、65歳以上の高齢者の介護保険料を、3年を単位といたしました事業運営期間ごとの基準額に基づきまして、所得段階別の額を条例で定めております。このたび、新たに平成15年度から17年度までの介護保険料を算定するに当たり、現行の介護保険事業計画の見直しを行い、平成15年度から3年間ににおける介護保険で必要なサービ

ス料や保険料の算定基礎となる事業費などをもとに、国が示したワークシートにより保険料を算定いたしました結果、現行の月額基準額を475円上回る3,816円となりました。

このたびの海田町介護保険条例の一部改正は、この月額基準額をもとに、第4条で定めている保険料率の適用期間、及び介護保険料の額を改定するものでございます。

では、第4条の改正についてご説明申し上げます。まず、第4条本文中、平成12年度から平成14年度を、平成15年度から平成17年度に改めるものでございます。これは、第1号被保険者の保険料率を、3年を単位といたしました事業運営期間ごとに設定することとなっているためでございます。

次に、第4条、第1号から第5号までの保険料の改正でございますが、これら各号は、5段階に分けた所得段階に応じた保険料率と年額保険料を規定したものでございます。

まず、第3号の額4万100円を4万5,800円に改めるものでございます。この号に規定する保険料が基準となる額でございます。先ほどご説明いたしました月額基準額3,816円に12カ月を乗じた金額が4万5,792円となりますが、10円の位を切り上げて、4万5,800円といたします。この額を保険料の基準年額といたします。この所得段階の対象者は、本人が町民税非課税で、世帯の中に町民税の課税者がおられる方でございます。そのほかの各号の保険料は、この基準年額をもとに、介護保険法施行令で定める保険料率を乗じて積算をいたします。

次に、第1号の額2万円を2万2,900円に改めるものでございます。この号で規定する保険料は、生活保護受給者、もしくは老齢福祉年金受給者で、世帯員が町民税非課税の方を対象にしております。基準年額に保険料率4分の2を乗じて2万2,900円といたします。

次に、第2号の額3万円を3万4,300円に改めるものでございます。この号で規定する保険料は、世帯全員が町民税非課税の方を対象にしております。基準年額に保険料率4分の3を乗じまして3万4,350円となりますが、100円未満を切り捨てまして、3万4,300円としております。

次に、第4号の額5万100円を5万7,200円に改めるものでございます。この号で規定する保険料は、本人が町民税非課税で、合計所得金額が200万円未満の方を対象にしております。基準年額に保険料率4分の5を乗じて5万7,250円となりますが、100円未満を切り捨てて5万7,200円といたします。

次に、第5号の額6万100円を6万8,700円に改めるものでございます。この号で規定

する保険料は、本人が町民税課税で、合計所得金額が200万円以上の方を対象にしております。基準年額に保険料率4分の6を乗じて6万8,700円とする改正を行うものでございます。この条例の施行期日につきましては、平成15年4月1日から施行するものでございます。経過措置といたしまして、改正後の海田町介護保険条例第4条の規定は、平成15年度以降の年度分の保険料から適用し、平成14年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるとしております。以上で説明を終わります。

○議長（河野）以上で説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（河野）この際、日程第4、第15号議案平成15年度海田町一般会計予算から日程第9、第20号議案平成15年度海田町水道事業会計予算までは、一括議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加藤）第15号から第20号議案まで、平成15年度海田町一般会計他5会計予算、第15号から第20号議案を一括でご提案申し上げます。平成15年度海田町一般会計他5会計予算につきましては、施政方針で申し上げました施策を中心に編成をいたしております。

第15号議案平成15年度海田町一般会計歳入歳出予算の総額は、105億2,100万円と定めました。第16号議案平成15年度海田町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算の総額は、19億9,087万9,000円と定めました。第17号議案平成15年度海田町国民健康保険特別会計歳入歳出予算の総額は、20億9,369万2,000円と定めました。第18号議案平成15年度海田町老人保健特別会計歳入歳出予算の総額は、20億5,807万9,000円と定めました。第19号議案平成15年度海田町介護保険特別会計歳入歳出予算の総額は、10億4,767万8,000円と定めました。第20号議案平成15年度海田町水道事業会計予算は、収益的収支では収入総額5億5,570万3,000円に対し、支出総額は5億1,360万5,000円と定めました。一方、資本的収支におきましては、収入総額1,100万円に対し、支出総額は2億1,669万2,000円で、その不足額は、当年度分の損益勘定留保資金等で補てんする予定でございます。内容につきましては担当者から説明をいたします。どうぞよろしくご審議をお願いします。

○議長（河野）財政課長。

○財政課長（内田）それでは、平成15年度一般会計予算のご説明をいたします。お手元にお配りしております第15号議案及び資料16の一般会計予算説明書、並びに資料23の予算の概要に沿ってご説明をいたします。予算の節ごとの増減につきましては、資料23で詳しく掲げておりますので、要点のみをご説明してまいりたいと思います。よろしくお願

いたします。

それでは、資料23の予算の概要をお願いいたします。資料23でございます。よろしいでしょうか。では、資料23の予算の概要のまず2ページをお願いいたします。財政規模でございますが、15年度の一般会計の当初予算の規模は105億2,100万円で、14年度の当初予算の86億5,100万円と比べ、18億7,000万円、21.6%の増となっております。特別会計、事業会計の予算につきましては、2ページの表にありますように、先ほど町長が説明したとおりでございます。一般会計、特別会計合わせて、予算規模177億1,132万8,000円、前年比13.2%の増となっております。

3ページの新規事業及び主な継続事業でございますが、第3次海田町総合基本計画の柱立てに沿って、ここに事業を掲げさせていただいております。まず、一人一人が輝くまちづくりでございますが、これにつきましては、新規事業が48項目、主な継続事業が45項目、以下に掲げているとおりでございます。

次に、7ページをお願いいたします。7ページでございます。健康で安心して暮らせるまちづくりといたしまして、新規の事業が11項目、主な継続事業が77項目でございます。内容につきましては以下に掲げているとおりでございます。

次に、11ページをお願いいたします。11ページ、安全で快適な潤いのあるまちづくりということで、新規事業19項目、主な継続事業が29項目でございます。内容につきましては以下に掲げているとおりでございます。

次に、14ページをお願いいたします。14ページでございます。環境に優しいまちづくりといたしまして、新規事業1項目、主な継続事業が16項目でございます。内容につきましては以下に掲げているとおりでございます。

次に、15ページでございますが、にぎわいと交流の基盤を備えたまちづくりといたしまして、新規事業22項目、主な継続事業が24項目でございます。内容につきましては以下のとおりでございます。

次に、17ページをお願いいたします。17ページでございます。活力ある地域経済をはぐくむまちづくりといたしまして、新規事業が2項目、主な継続事業が10項目でございます。

次に、18ページをお願いいたします。合併関連事業といたしまして4項目、それから第3次海田町総合基本計画前倒し事業、実施計画に計上していない事業、再掲でございますが、といたしまして、39項目を18ページから19ページにかけて掲げております。

続きまして、20ページをお願いいたします。20ページでございます。財政健全化への取り組みということで、昨年も資料の中で掲げさせてもらっておりますが、限られた財源を有効的に活用するため、行政改革や経費の節減を着実に実行し、最小の経費で最大の効果が上がるよう創意工夫をしましてまいります。主な取り組みといたしましては、以下に掲げているとおりでございます。

次に、21ページでございますけど、5の歳入の概要でございますが、行政サービスの低下を来さないよう国や県の補助制度を活用するとともに、財政調整基金等の繰り入れにより財源の不足を補っております。歳入の主な増減につきましては、一般会計歳入予算の表でございますが、この表により、対前年度比の額、または率の大きいものについてご説明をさせていただきます。

まず、町税でございますが、町税収入が14年度当初予算と比べると4,003万8,000円、1.0%の減額となっております。主な減額の理由は、景気低迷の影響による個人所得や法人所得の落ち込みによる個人町民税や法人町民税の減額、また地下の下落による土地評価額等の減少による固定資産税の減によるものでございます。

次に、利子割交付金でございますが、3,162万2,000円、49.7%の減額となっております。主な減額の理由は、預金利率の低下によるものでございます。自動車取得税交付金につきましては463万7,000円、10.7%の減額となっております。主な減額の理由は、景気低迷による自動車取得台数の落ち込みによるものでございます。地方交付税につきましては2億5,000万円、36.2%の減額となっております。主な減額の理由は、全国の地方交付税の財源不足を補うための特別措置として、交付税の一部を臨時財政対策債に振りかえたことによるものでございます。

次に、使用料及び手数料でございますが、2,413万円、16.4%の減額となっております。主な減額の理由は、一般廃棄物処理業務が安芸クリーンセンターに移行したことによる一般廃棄物処理手数料の減額によるものでございます。

次に、国庫支出金でございますが、5,185万5,000円、11.7%の増額となっております。主な増額の理由は身体障害者福祉サービスの一部が支援費制度に移行することによる身体障害者福祉負担金の増額によるものでございます。

次に、繰入金でございますが、5億369万2,000円、71.1%の増額となっております。財源不足を補うために、財政調整基金を5億729万5,000円、公共施設等整備基金を4億1,950万6,000円、土地開発基金を2億8,576万4,000円取り崩すことによるものでござい

ます。

次に、町債でございますが、16億6,940万円、152.9%の増額となっております。主な増額の理由でございますが、（仮称）海田町福祉センター建設に伴う福祉施設整備事業債の増額や、全国の交付税の財源不足により減額した普通交付税を補うための特別措置として、臨時財政対策債の発行が認められたことによる増額等によるものでございます。以下、歳入の増減につきましては、22ページから30ページにかけて記載しておりますので、ご参照をお願いしたいと思います。

次に、31ページをお願いいたします。31ページでございます。6の歳出の概要でございますが、第3次海田町総合基本計画に基づく実施計画に掲げた事業や早期に取り組むべき事業にあっては、実施計画に掲げていないものについても前倒しを図っております。目的別の内訳でございますけど、一般会計目的別歳出予算の表によりまして、増減の大きいものについてご説明をさせていただきたいと思います。

まず、総務費でございますが、14年度当初予算と比べまして2,105万2,000円、1.9%の減額となっております。主な減額の理由は、新規職員不採用による減額や合併視察研修に係る特別旅費、また、住民説明会資料等の印刷製本費用や電算関係機器に係る経費の減額によるものでございます。

次に、民生費でございますが、10億3,439万1,000円、58.5%の増額となっております。主な増額の理由は、保育所入所児童の増に伴う臨時保育士の賃金や（仮称）海田町福祉センター建設に伴う関連事業費、また、支援費制度開始に伴う負担金の増額によるものでございます。

次に、労働費でございますが、1,041万8,000円、20.2%の減額となっております。主な減額の理由は、14年度に実施した勤労青少年体育館屋根等改修工事に伴う工事請負費の減額によるものでございます。

次に、土木費でございますが、4億4,048万2,000円、18.2%の増額となっております。主な増額の理由は、中店小学校線、新開蟹原線の街路事業や総合公園に係る公有財産購入費、保証費等の増額によるものでございます。

次に、消防費でございますが、4,572万6,000円、9.7%の減額となっております。主な減額の理由は、消防庫建替え等工事請負費や小型積載車等の備品購入費の減額によるものでございます。

次に、教育費でございますが、4億2,557万7,000円、44.4%の増額となっております。主

な増額の理由は、小・中学校教育用パソコン増設に伴う使用料及び賃借料の増額や、小・中学校校内LAN整備、職員室等エアコン整備、海田町小学校給食室建替え、海田町児童クラブハウス建替え、中学校デリバリー給食用配膳室建替え、建設などの工事請負費の増額や、図書館用地購入費等の増額によるものでございます。

次に、公債費でございますが、4,741万7,000円、5.6%の増額となっております。増額の理由は、地方債借入残高の増加による地方債元金償還金の増額によるものでございます。その他、主な増減理由につきましては、32ページの議会費から50ページの公債費まで具体的に記述しておりますので、ご参照をお願いしたいと思います。

次に、51ページでございますが、51ページでございます。（３）性質別内訳で掲げておりますが、ご説明につきましては、重複する部分がありますのでご参照いただきたいと思います。それから55ページから57ページまでの表につきましては、平成14年度と平成15年度における目的別、性質別の当初予算比較をお示ししておりますので、予算審議の参考にしていただきたいと思います。

続きまして、資料の16の方をご準備いただきたいと思います。資料の16でございます。

一般会計予算説明書の122ページをお願いいたします。122ページでございます。ここでは、債務負担行為でございますが、この122ページから123ページにかけまして、12件を計上させていただいております。

続きまして、議案の方をお願いいたします。議案でございます。第15号議案の表書きをご覧くださいと思います。15号議案でございます。第1条では、歳入歳出予算を定めております。歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ105億2,100万円と定めるものでございます。第2条では、債務負担行為について定めております。この議案の9ページにおきまして、第2表といたしまして、債務負担行為として2件をお願いをしております。第3条では、地方債の借入条件について定めております。議案の10ページから12ページにかけまして、第3表地方債ということで19件をお願いをしております。

次に、第4条では、一般会計から借り入れられる限度額を定めさせております。10億円でございます。次に、第5条では、歳出予算の利用について定めております。以上、簡単ではございますが、平成15年度海田町一般会計予算の説明を終わります。

○議長（河野）庶務課長。

○庶務課長（新浜）それでは、第16号議案平成15年度海田町公共下水道事業特別会計につきましてご説明申し上げます。

それでは、引続き資料23の59ページをお願いいたします。資料23でございます。59ページをお願いいたします。まず初めに、財政規模でございますが、15年度当初予算規模は19億9,087万9,000円で、14年度の当初予算に比べまして2.6%の増額となっております。

次に、歳入の概要でございますが、分担金及び負担金といたしまして7,304万3,000円を見込んでおります。前年度と比べまして17.2%の減額となっております。これは賦課面積の減に伴います下水道受益者負担金の減額によるものでございます。

次に、使用料及び手数料につきましては、下水道の接続件数が増えたことから、前年度より24.8%の増額を見込み、3億707万6,000円を計上いたしております。国庫支出金につきましては、前年度と同額でございます。繰入金につきましては、3億8,625万6,000円を見込んでおります。前年度に比べまして4.3%の減額となっております。主な減額の理由は、人件費及び水洗便所設備資金貸付金の減額によるものでございます。繰越金につきましては前年度と同額を計上いたしております。諸収入は8,140万3,000円を見込んでおります。前年度に比べ11.3%の増額になっております。主な増額の理由は、水洗便所改造資金貸付金償還金の増額によるものでございます。

次に、町債でございますが、8億6,310万円を見込んでおります。前年度に比べ1.6%の増額となっております。これによりまして、15年度末での町債在高は約94億5,000万円になる見込みでございます。以上によりまして、収入総額は19億9,087万9,000円となります。

続きまして、歳出の概要でございますが、62ページをお願いいたします。

総務費は1億7,694万4,000円で、14年度当初予算と比べまして19%の減額となっております。主な減額の理由といたしましては、人件費、委託料、負担金及び水洗便所設備資金貸付金の減額によるものでございます。

次に、事業費は12億1,167万3,000円を計上いたしております。14年度当初予算に比べまして4.6%の増額となっております。増額の主な理由といたしましては、工事請負費の減はあるものの委託料、負担金及び保証、補てん費の増によるものでございます。なお、平成15年度に予定しております工事箇所につきましては、資料33にお示ししておりますので、ご参照いただきたいと思います。

公債費は6億126万2,000円計上いたしております。14年度当初予算と比べまして6.9%の増額となっております。主な理由といたしましては、起債償還元金の増額によるものでございます。予備費につきましては、前年度と同額を計上いたしております。これに

よりまして、歳出総額は19億9,087万9,000円となります。

続きまして、資料17をお願いいたします。節別予算の歳入につきましては、3ページから5ページに、歳出につきましては、6ページから10ページに、債務負担行為に関しましては11ページに、地方債に関しましては12ページに、給与明細につきましては13ページから17ページにございますのでご覧いただきたいと思います。

それでは、16号議案をお願いいたします。平成15年度海田町公共下水道事業特別会計の予算は19億9,087万9,000円と決めました。また、地方債の限度額等につきましては4ページ、第2表、地方債により、その限度額を8億6,310万円と定めております。一時借入金の最高額は3億円でございます。以上で、平成15年度海田町公共下水道事業特別会計予算につきまして説明を終わらせていただきます。

○議長（河野）住民課長。

○住民課長（上村） それでは、平成15年度国民健康保険特別会計予算の説明を申し上げます。一般会計等と同様、資料23の予算の概要により要点のみをご説明してまいりたいと思いますので、75ページをお開きください。よろしゅうございますか。

まず、編成方針でございますが、長引く景気の低迷も影響し、被保険者も増加しておりますが、引続き健全なる経営に努めるものでございます。詳しくはここに掲げたとおりでございます。

次に、財政規模につきましては、15年度の当初予算規模は20億9,369万2,000円で、14年度当初予算の19億4,998万2,000円と比べ、1億4,371万円の7.4%の増額となっております。

次に、76ページにまたがっております主な継続事業でございますが、それぞれの項目に掲げているとおりでございます。

次に、健全財政化については、引続き限られた財源を有効に創意工夫に努めてまいります。主な取り組みにつきましては、掲げているとおりでございます。

次に、77ページからの歳入予算でございますが、国民健康保険特別会計歳入予算、予算表に基づきご説明申し上げます。77ページをお願いいたします。まず、保険税でございます。税率等の見直しは特にないものの、長引く景気の低迷により、被保険者の増加等によるものでございます。

次に、使用料及び手数料の督促手数料については、前年度と同額でございます。国庫支出金については、保険税と同様、国庫会計の歳入予算については重要なものでござい

ますが、一般被保険者の医療給付費補助に重要な財源であり、昨年度は国の予算編成方針により、支出を11カ月分相当で積算するものであったものが、今年度は12カ月分の予算等により増額となっております。

次に、療養給付費交付金は、退職被保険者等の医療給付費の交付金であり、引続き被保険者等の増加等を勘案しての増額でございます。また、県支出金について、15年度から新たな事業補助で、高額医療費拠出金に対する負担が法制化され、国庫支出金と同額が交付されるものでございます。また、共同事業交付金は、制度の法制化と拡充等が図られ、内容についても高額医療費の対象額が引き下げられ、需要規模も拡大するなどにより交付金の増額を見込んでおります。財産収入では、基金の受取利息が減少することによるものでございます。

繰入金は、対前年度比25.4%になっております。一般会計からの繰入金でございます。主な理由としましては、前年度保険税の平準化を図り、新たに国からの財政安定支援事業繰入金が支給されたことによる。また、平準化により、低所得者を多く抱える被保険者を支援し、中間所得者層の負担を軽減するための財源措置が主なものでございます。繰越金は、存目でございます。延滞金等の諸収入は前年度と同額でございます。また、連合会支出金については、平成12年度からの介護保険制度の開始に伴い、保険税の収納率の低下を懸念して交付される支出金でございましたが、平成12年度をもって廃止となっております。なお、歳入予算についての内容等につきましては、81ページまでに記載しておりますのでご参照ください。

続きまして、歳出予算でございます。82ページの目的別歳出予算表に基づきご説明申し上げます。全体予算の約70%が医療機関に支払うための保険給付費で、残りの約30%が老人保健への拠出金と介護納付金が主なものとなっております。まず、総務費では、対前年度と比べ10.9%の減額となっております。各事務事業の見直し等による経費節減が主なものでございます。保険給付費では、歳入予算同様、前年度の医療給付費を11カ月相当とする国の予算編成から、今年度は従来の12カ月分の予算編成と、被保険者の増加に伴う予算措置でございます。

次に、老人保健拠出金は、不確定要素が大きいため、14年度当初予算と同額としております。次の介護納付金では4.6%の増額でございます。国から示された1人当たりの負担額と対象者の増加によるものでございます。また、共同事業拠出金は、高額医療費の拠出金に対する制度の法制化と拡充により、国、県からの補助も加わっての大幅な増額

でございます。また、保健事業ですが、前年度より23.5%の減額となっております。人間ドック補助事業の件数増を見込んだものの、事業主体でございます保健センターや老人福祉センターなどの各種健康講座等の見直し等での削減でございます。

次の積立金は、基金の受取利息の減少による減額でございます。また、公債費は存目でございます。諸支出金は前年度と同額であります。最後の予備費は前年度と同様の予算計上でございます。なお、歳出予算については、88ページまでにかけて記載しておりますのでご参照ください。

次に、89ページから91ページまでの表でございますが、平成14年度と平成15年度における節別内訳の当初予算比較をお示ししておりますので、予算審議の参考にしていただきたいと思います。少し時間をいただきましたが、以上で平成15年度国民健康保険特別会計予算の説明を終わります。

○議長（河野）高齡福祉課長。

○高齡福祉課長（青木）それでは、第18号議案平成15年度海田町老人保健特別会計予算につきまして、資料23、予算の概要に沿ってご説明申し上げます。要点のみご説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

では、93ページをお開きください。まず、1の予算編成方針と3の財政健全化への取り組みでございますが、これにつきましては、先に町長が施政方針の中で申し上げておりますので、割愛させていただきます。

次に、2の財政規模でございますが、15年度の当初予算規模は20億5,807万9,000円で、14年度当初予算の21億5,206万4,000円と比べて9,218万5,000円、4.3%の減額となっております。

次に、94ページに移りましてから、歳入の概要でございますけれども、歳入の主な増減につきまして、老人保健特別会計歳入予算でご説明申し上げます。

老人医療費の費用負担割合は、昨年の9月診療分までは支払基金が7割、国、県、町が負担とする公費負担分が3割でございましたが、昨年10月に実施されました老人保健法等各医療保険法の改正に伴い、10月診療分から支払金については1年に4%ずつ引き上げ、国、県などの公費負担分は逆に1年に4%ずつ引き上げ、平成18年10月以降は50%になることが決まっております。このため、平成15年度当初予算の歳入は、14年度当初予算と比べて支払基金交付金が減額となり、国庫支出金、県支出金、町が負担しております負担分の繰入金につきましては増額となっております。

次に、97ページに移りましてから、5の歳出の概要でございますが、老人保健特別会計目的別予算のうち、医療費の質にかかわる医療諸費の15年度の当初予算は20億5,307万6,000円で、前年度当初予算に比べると9,218万5,000円、4.3%の減額となっております。この医療費のうち、医療給付費でございますけれども、14年度当初予算に比べますと9,644万5,000円、4.5%の減額となっております。主な減額の理由といたしましては、1人当たりの医療費見込額が下がったこと、昨年10月の老人保健法等の改正により、同月以降の70歳到達者の老人医療費は、それぞれが加入する医療保険が負担することになったために、老人医療費受給者が減少することが見込まれたことによる医療給付費の減額によるものでございます。なお、医療費につきましては、1人当たり年間77万5,843円を基礎といたしまして、被保険者数の2,630人で予算を立てております。

次に、医療費支給費は、14年度当初予算に比べますと57.9%の増額となっております。主な理由でございますけれども、老人保健法等の改正に伴い、高額医療費の支給制度が導入されたことによる医療費支給費の増額によるものでございます。また、99ページから101ページまでは節別の予算内訳表を掲載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。以上、歳入歳出それぞれ20億5,807万9,000円とするものでございます。以上で、老人保健特別会計予算の説明を終わります。

続きまして、第19号議案平成15年度海田町介護保険特別会計予算について、資料23、予算の概要に沿ってご説明を申し上げます。要点のみご説明させていただきたいと存じます。103ページをお開きください。

まず、1の予算編成方針と予算の財政健全化への取り組みでございますけれども、これにつきましても先に町長が施政方針の中で申し上げておりますので、割愛させていただきます。次に、2の財政規模でございますが、15年度の当初予算規模は10億4,767万8,000円で、14年度当初予算の9億4,985万6,000円と比べて9,782万2,000円、10.3%の増額となっております。

次に、104ページに移りましてから、4の歳入の概要でございますが、表に示しているとおりでございます。

次に、歳入の主な増減理由についてご説明を申し上げます。まず、保険料でございますが、14年度当初予算に比べますと13.9%の増額となっております。この増額となりました理由でございますけれども、このたび現行の介護保険事業計画の見直しを図りましてから、平成15年度から17年度までの65歳以上を加入者といたしました第1号被保険者の

新しい介護保険料の月額基準額を現行の保険料よりも475円アップいたしまして3,816円に改定したことによるものでございます。次に、105ページの支払基金交付金でございますけれども、14年度当初予算に比べて2,350万5,000円、7.7%の増額となっております。理由につきましては、保険給付費の総額が増額したことによるものでございます。次の国庫支出金、106ページの県支出金につきましても同様の理由により増額となっております。

次に、繰入金のうち、介護給付費繰入金につきましても同様の理由により増額となっております。107ページの事務費等繰入金につきましては、14年度当初予算に比べると9.5%の減額となっております。減額の理由といたしましては、14年度当初予算に比べますと総務費の総額が減額となったことによるものでございます。次に、基金繰入金につきましては、14年度当初予算に比べますと220万7,000円、28.8%の増額となっておりますけれども、これは保険給付費の増加に伴いましてから、介護給付費準備基金の繰り入れにより財源の不足を補うものでございます。

次に、108ページに移りまして、5の歳出の概要でございますが、介護保険特別会計の目的別予算のうち、14年度当初予算に比べて増減が大きい費目はご覧のとおりでございます。109ページの介護保険特別会計目的別予算の主な増減理由についてご説明を申し上げます。まず、総務費の総額が、14年度当初予算に比べますと214万7,000円、11.3%の減額となっております。主な減額の理由でございますけれども、まず総務費の減額がございます。これは消耗品と印刷製本費の減額によるものでございます。次に、役務費の減額でございますけれども、これは郵送料の減額によるものでございます。次に、110ページの保険給付費でございますけれども、保険給付費の総額は、平成14年度当初予算に比べますと1億226万6,000円、11.1%の増額となっております。この主な増額の理由といたしましては、介護認定をお受けになられます被保険者数の増加と居宅サービス及び施設サービスを利用なされます方々の被保険者が増える、増加を見込んだものによるものでございます。

次に、財政安定化基金拠出金の総額は、14年度当初予算に比べますと72%の減額となっております。主な減額の理由といたしましては、広島県への拠出割合が保険給付費費用の0.5%から0.1%に変更されたことによるものでございます。また、113ページから115ページまでは、節別の予算内訳表を掲載しておりますので、ご参照いただきましたと存じます。以上、歳入歳出それぞれ10億4,767万8,000円とするものでございます。以上で、介護保険特別会計予算の説明を終わります。

○議長（河野）庶務課長。

○庶務課長（新浜） それでは、平成15年度海田町水道事業会計予算につきましてご説明申し上げます。資料24をご用意いただきたいと思います。資料24の1ページをお願いいたします。

財政規模でございますが、損益収支につきましては、事業収益が5億5,570万3,000円で、前年度当初予算に比べまして4.2%の増となっております。また、事業費用は5億1,360万4,000円で、4.9%の増となっております。一方、資本的収支におきましては、資本的収入は1,100万で、前年度と比べまして83%の減、資本的支出は2億1,669万2,000円で、前年度と比べ31.1%の減となっております。15年度の差引額につきましては、当年度分損益勘定留保資金1億1,277万8,000円、減債積立金4,501万9,000円、建設改良積立金4,129万2,000円、及び当年度分消費税資本的収支調整額660万3,000円で補てんする予定でございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。収益的収入の給水収益は前年度とほぼ同額となっております。受託工事収益でございますが、前年度に比べ126.4%の増額となっております。その原因といたしましては、下水道工事に伴う支障移転箇所の増によるものでございます。次に、その他営業収益は前年度とほぼ同額でございます。次に、受取利息及び配当金でございますが、前年度に比べ85%の減でございます。分担金は25.9%の減額となっております。雑収益は前年度と同額でございます。

続きまして、3ページでございますが、収益的支出の原水及び浄水費は、前年度に比べまして1.5%の増額となっております。次に、配水及び給水費でございますが、前年度とほぼ同額となっております。次に、総掛かり費でございますが、前年度に比べまして7.1%の減となっております。これは主に人件費の減額によるものでございます。次に、受託工事費でございますが、前年度に比べ126.4%の増額となっております。これは、受託工事収益のときに述べましたとおり、下水道工事に伴う支障移転箇所の増によるものでございます。

次に、減価償却費は3.4%の増、資産減耗費、その他営業費用は前年度と同額を計上しております。支払利息及び取扱諸費は、前年度に比べまして4.9%の減額、繰延勘定償却は2.8%の増額、雑支出につきましては22.5%の減額、消費税及び地方消費税は前年度と同額となっております。予備費につきましても前年度と同額でございます。収益的収入予定額から収益的支出予定額を差引きしまして、4,209万9,000円の利益を予定しております。

ます。

次に、4 ページの資本的収入の工事負担金でございますが、前年度に比べまして25.2%の減額となっております。なお、企業債及び補助金につきましては、15年度はございません。次に、資本的支出の配水設備整備費は、前年度に比べて12.0%の増額となっております。工事の内容といたしましては、配水管の新設が13件、配水管の布設替え3件、配水管の移設2件を予定しております。なお、工事箇所につきましては、資料34に提示しておりますのでご参照いただきたいと思います。

次に、メーター費でございますが、前年度に比べまして68%の増額でございます。次に、浄水設備整備費でございますが、前年度に比べまして76.5%の減額でございます。浄水場の送水ポンプ盤取りかえ工事ほか3件を予定しております。企業債償還金につきましては9.4%の減額となっております。

以上、予算の概要をもとに説明いたしました。予算実施計画につきましては、資料21の1 ページから3 ページ、資金計画につきましては4 ページに、給与費明細書につきましては5 ページから11ページに、前年度分損益計算書につきましては12ページから13ページに、前年度分と当年度分の貸借対照表につきましては14ページから17ページにそれぞれ載せております。また、収入及び支出の予算明細につきましては、資料22に載せておりますのでご参照いただきたいと思います。

それでは、第20号議案をご覧いただきたいと思います。お願いいたします。

第2条の業務の予定量といたしまして、給水戸数1万2,030戸、年間総配水量396万6,000立方メートル、1日平均配水量1万830立方メートルを予定しております。また、建設改良工事といたしまして、配水設備整備費1億5,479万5,000円、浄水設備整備費1,528万円を予定しております。第3条及び第4条につきましては、先ほど説明いたしましたので省略させていただきます。第5条で、一時借入金限度額といたしまして5,000万円と定めております。第6条でございますが、ここでは議会の議決を経なければ流用することができない経費といたしまして、職員給与費、公債費をここに記載しております。第7条といたしまして、棚卸資産の購入限度額を2,832万9,000円と定めるものでございます。

以上で、平成15年度水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。

○議長（河野）以上で、全議案の説明を終わります。

この際、議長よりお諮りいたします。第13号議案海田町手数料条例の一部を改正する

条例の制定についてから第20号議案平成15年度海田町水道事業会計予算までの8議案については、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野) 異議なしと認めます。よって、第13号議案から第20号議案までの8議案については、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託することと決定いたしました。

この際、お諮りいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員として、議長は議会運営上、中立、公正の立場から委員を辞任させていただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野) 異議なしと認めます。よって、議長は委員を辞任することに決めます。

この際、ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員長、副委員長の互選のため、暫時休憩をします。委員の皆さんは、委員会室にて委員長、副委員長の互選を行い、議長に報告をお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

午後4時00分 休憩

午後4時09分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長(河野) 休憩前に引続き本会議を再開いたします。ただいま予算審査特別委員会の委員長に17番、中岡君、副委員長に5番、多田君と決定しておりますので、ご報告をいたします。

この際、お諮りいたします。平成15年度予算審査特別委員会の審査のため、3月7日から3月17日までの11日間、休会としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野) 異議なしと認めます。よって、3月7日から3月17日までの11日間の休会とすることに決定いたしました。

本日は、これにて延会といたします。大変ご苦勞さんでございました。

午後4時10分 延会